

令和7年3月3日（月） 午前10時開議

○ 議事日程（第2号）

1 一般質問

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小 田 孝 志 君	9番	高 田 佳 久 君
2番	畔 上 恵 子 君	10番	渡 辺 正 男 君
3番	小 林 仁 君	11番	山 本 光 俊 君
4番	志 鷹 慎 吾 君	12番	小 林 克 彦 君
5番	塚 田 一 男 君	13番	白 鳥 金 次 君
6番	湯 本 るり子 君	14番	湯 本 晴 彦 君
8番	徳 竹 栄 子 君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴 木 明 美	議事係長	湯 本 寿
--------	---------	------	-------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	平 澤 岳 君	教 育 長	竹 内 延 彦 君
副 町 長	久保田 敦 君	こども未来課長	望 月 弘 樹 君
総 務 課 長	古 幡 哲 也 君	生涯学習課長	田 村 清 志 君
未来創造課長	堀 米 貴 秀 君	産業振興課長	宮 崎 弘 之 君
危機管理課長	田 中 浩 幸 君	建設水道課長	高 木 和 彦 君
住民税務課長	湯 本 豊 君	消 防 課 長	湯 本 睦 夫 君
健康福祉課長	小 林 佳代子 君	会 計 管 理 者	小 林 知 之 君

(開 議)

(午前10時00分)

議長(湯本晴彦君) おはようございます。議員各位には、公私ご多忙のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

1 一般質問

議長(湯本晴彦君) 本日は、日程に従い一般質問を行います。

質問時間は、1人25分であります。質問者は25分以内に質問を終了するようお願いします。質問時間終了の予告は、終了2分前と終了時に行います。

また、質問は登壇して行っていただき、再質問は質問席で行ってください。

次に、理事者、管理職の皆さんにお願いします。質問に対する答弁は、要旨を十分把握され、簡潔明瞭にお願いします。また、反問権の行使は再質問時に認めます。議員の質問に対し反問される場合は、必ず発言前に「反問します」と声をかけた上で反問してください。

本日の一般質問は4名です。質問通告書の順序に従い、質問を許します。

6番 湯本るり子議員の質問を認めます。

6番 湯本るり子議員、登壇。

(6番 湯本るり子君登壇)

6番(湯本るり子君) おはようございます。

6番、日本共産党、湯本るり子です。

12月議会は最終番でした。今回はトップということで緊張しております。頑張りますので、実のある答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

先日、NHKスペシャル「ヒマラヤ天空のレース」という番組を見ました。ヒマラヤ山麓ブータンの国王の発案で、地球規模の気候変動の現状を世界に知らせたいということで始まったレースのようです。標高3,000メートルから5,000メートル級の高地のマラソンレースでした。ブータンでは毎年のように氷河が解け出し、氷河湖ができ、そこが決壊し、下流の部落がのみ込まれて消滅してしまうということでした。よそのことのように、気候変動、地球温暖化は現実のものとなっていると、参加選手のレポートから思い知らされた感じでした。

今シーズン的大雪で、昨年末、ブドウ棚が倒壊したり、1月、2月に降雪量が増え、剪定が遅れている農家もあり、農業者にとっては困った状況です。地元区内の除雪していない町道の対策をお願いしたところ、対象路線ではないということで断られたと区長さんから報告を受けました。排雪も必要ですが、過剰な事例も見受けられるので、1回も除雪が行われない町道、農道とのバランスも考えていただきたいという声があります。

最近の気候変動は、極地的に大雪、豪雨、強風など引き起こし、2月26日に発生した岩手県

大船渡市の森林火災も、今朝のニュースでも、5日たってもまだ燃え続けている状況です。近年にない少雨がが続いている異常気象もあるのではないかとされています。世界中のみんな環境問題に取り組む必要があると思いました。

それでは、通告に従い質問いたします。

1、学校給食の無償化について。

(1) 長野県内無償化の状況は。

(2) 「給食費の無償化を目指す」は、町長の公約だったと思うが。

(3) 5年度は国の補助金を使い無料でした。6年度は半額補助。7年度からは無償にできないか。

2、町の公共施設の借地料について。

(1) 町の借地料の実態は。

(2) 契約の更新時に適正な金額にされているか。

(3) 継続利用予定の土地は、購入の方向で交渉できないか。

3、小学校統合について。

(1) 審議会の答申が出されたが内容は。

(2) 教育委員会の方針は。

(3) 今後の進め方は。

(4) 町長は「ハードからソフトへ」と表明していたが、どう考えているのか。財源はどうするのか。

(5) 審議会は全員一致ではない。審議が尽くされたとも思えない。統合準備に当たり、少数意見も考慮し、十分な検討を求めたい。

再質問は、質問席にて行います。

議長（湯本晴彦君） 答弁を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） おはようございます。

先ほどの湯本るり子議員のおっしゃった気候変動に対しては、町としても取り組むべき必要があると私も考えております。

先ほどの湯本るり子議員のご質問にお答えいたします。

大きな1の学校給食費の無償化について、3点ご質問ですが、給食費の無償化につきまして、私も選挙公約に挙げましたので、子育て世代への経済的支援や物価高騰に対する対応が大変重要であると認識をしております。

しかしながら、町の財政状況も鑑み、給食費の無料化に限らず、あらゆる視点から子育て世代の支援につながる施策や各種事業を展開していきたいと考えておりますので、国や県の今後の議論の動向を見据えながら検討してまいります。

詳細につきましては、教育長から答弁申し上げます。

大きな質問2の、町の公共施設の借地料について3点のご質問ですが、町では、文化施設や観光施設の建物敷地、社会体育施設や駐車場等の用地として、個人や法人から借地をしており、各担当課において賃貸借契約を行っております。

詳細につきましては、総務課長より答弁申し上げます。

大きな質問3の、小学校統合について5つのご質問ですが、（1）審議会の答申が出されたが内容はから（3）の今後の進め方はまでのご質問ですが、関連しますので一括してお答えします。

学校統合に向けては、教育委員会で山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会を開催し、審議を重ねていただく中、2月4日の教育委員会定例会において、小学校の適正配置及び学校の在り方に係る答申を受けたと聞いており、内容は、小学校の適正配置に関しては、小学校は3校を1校と統合することとし、設置場所は山ノ内中学敷地または西小学校敷地のいずれかで、令和6年度中に教育委員会が責任を持って決定すること。また、学校統合の在り方については、小学校と中学校が一体となった義務教育学校による学校統合を目指すこととの答申であったと報告を受けております。

教育委員会では、審議会からの答申を受けて、現在、学校統合に向けた基本方針の改訂を進めていると聞いており、3月13日に開催予定の総合教育会議で、教育委員会の考えや方針を伺う中で、今後の進め方などについて私の考えを示したいと考えております。

次に、（4）町長は「ハードからソフトへ」と表明したが、どう考えているのか。財源はどうするのかとのご質問ですが、これから生きる山ノ内町の子供たちに、町の特色を生かした魅力あふれる教育や、これからの時代を見据えた予測困難な社会を生き抜いていくために必要な教育を受けてほしいと考えております。そのため、教育委員会でも、山ノ内町こどもワクワク教育未来ビジョンを策定し、「E S D」、「グローバル教育」、「スポーツ芸術」、「人権教育」の4つの学びを山ノ内町の教育の柱としていく方法を示しておりますので、取組内容などを伺いながら、必要なソフト事業に対し支援を行っていきたいと考えています。

また、財源をどうするのかといったことについては、学校統合に向けてはどうしても施設整備が必要となりますので、国庫補助金などを活用しながら、既存校舎の利用も含め、開校のための事業費を抑えつつも最大の教育的効果が得られる施設整備を検討していただくとともに、学校統合が実現した際には、学校数の減少に伴い、既存学校の施設の維持管理等に係る経費が削減されますので、そうした費用を子供たちの必要な教育のために、効果的に活用してまいりたいと考えております。

最後に、（5）の審議会は全員一致ではない。審議が尽くされたとも思えない。統合準備に当たり、少数意見も考慮し、十分な検討を求めたいとのご質問ですが、学校統合については、長年議論が行われる中、町民の皆様の中でも様々な意見があることは承知しております。一方で、町内の児童・生徒数も著しく減少する中、学校統合は早期に実現すべき課題と感じており、

全ての町民の合意の中で学校統合ができればよいのかもしれませんが、そのためにいつまでも学校統合が行われず、子供たちの教育環境が改善されないままであるということはいかなるものかと考えております。

今回、学校統合に向けた審議会では、保護者や学校関係者、地域住民の皆様にお集まりいただき、9回にもわたる会議を開催し、教育の中身も含めた議論を行っていただいた答申でありますので、答申内容については尊重してまいりたいと考えております。

なお、質問の（２）及び（３）の詳細につきましては、教育長から答弁をさせます。

私からは以上です。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） それでは、私からも、湯本るり子議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化について、（１）長野県内の無償化の状況はとのご質問ですが、文部科学省が行った調査の結果を県教育委員会から聞き取った内容によりますと、令和6年9月現在、県内30町村で給食費が無償化されております。また、近隣市町村においては、中野市、木島平村、栄村が、令和7年度から無償化すると聞いております。

（２）「給食費無料化を目指す」は、町長の公約だったと思うがとのご質問には、先ほど町長が答弁したとおりでございます。

（３）5年度は国の補助金を使い無料でした。6年度は半額補助。7年度からは無償にできないかとのご質問ですが、5年度につきましては、当初から予定していたものではなく、国から追加措置された新型コロナ地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰により影響を受けている保護者の負担軽減のため、学校給食費の全額を還元したものでございます。6年度は、物価高騰に伴う給食費の値上げを行った上で、さらに政策として、給食費の半額を一般財源で補助いたしました。7年度につきましても、引き続き、子育て世代に対する経済的支援のため、同様の半額補助を行うことで新年度予算の計上をしております。

7年度からの給食費全額補助は、現在の町の財政状況を鑑みると非常に厳しい状況ですが、今後も国や県、近隣市町村の動向に注視しながら、町と協議を進めてまいります。

続きまして、大きい3、小学校統合についても、私からもお答え申し上げます。

3、小学校統合について、（２）教育委員会の方針はとのご質問ですが、2月4日の定例会において、山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会から、小学校の適正配置に関すること及び学校統合の在り方に係る答申を受けたことから、現在、教育委員会で適正規模及び適正配置に係る基本方針の改訂を進めているところであります。

今回の答申では、小学校の適正配置に関しては、小学校は3校を1校に統合することとし、設置場所は、山ノ内中学校敷地または西小学校敷地のいずれかで、令和6年度中に教育委員会が責任を持って決定すること。また、学校統合の在り方については、小学校と中学校が一体となった義務教育学校による学校統合を目指すこととの内容であったことから、教育委員会でも義務教育学校の設置を前提に、通学の安全、児童・生徒がゆとりをもって活動するための施設

面積の確保、開校に伴う費用を抑えつつも最大限の教育効果が得られる設置場所の選定を行っているところであります。

現状としては、義務教育学校の設置を前提とした場合、山ノ内中学校での設置が望ましいのではないかと意見でまとまりつつありますが、最終的には、3月11日の教育委員会定例会にて基本方針を決定し、設置場所や開校年度などを示したいと考えております。

次に、今後の進め方はとのご質問ですが、教育委員会において適正規模及び適正配置に係る基本方針を決定した上で、3月13日に開催予定の総合教育会議で、学校統合に係る考えや方針について町長と教育委員が協議し、学校統合に向けた方針の最終合意を得る中で、住民の皆様にも周知、説明を行いながら、新たな統合学校開校に向けて、さらに丁寧な合意形成を図っていきたいと考えております。

具体的には、新たな学校の教育カリキュラムの構築、学校の施設整備、また、閉校となる学校の閉校作業などを行い、あくまで目標ではございますが、開校年度を令和12年4月を目標として、着実に準備を進めていくことができるように考えております。

以上でございます。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） おはようございます。

町の公共施設の借地料について、湯本るり子議員の3点のご質問について、詳細についてご答弁を申し上げます。まとめてお答えします。

まず、土地をお借りしている施設につきましては、総務課では、役場周辺の駐車場、旧湯田中ホーム、産業振興課では、道の駅の情報物産館のほか、最も新しいものでは、ロマン美術館前に設置しました上林総合案内所、生涯学習課では、町文化センター、ほなみふれあいセンター、志賀高原ロマン美術館、上林グラウンドなどがあります。

以上の施設につきましては、全体で29件の借地契約を交わしておりまして、借地料の総額としましては約1,480万円となります。

各施設の用地につきましては、それぞれの担当課にて、借地料の交渉や借地契約を行っております。

借地契約の更新につきましては、一般的には、固定資産税の評価替え年度に合わせまして、直近では令和6年度になりますが、3年ごとに契約更新及び借地料の見直しをしており、客観的に見て適正であると考えております。また、必ずしもそうでない場合もありますので、契約更新における町の基本的な考えをお伝えした上で、所有者の意向を尊重しながら調整し、更新手続を行っております。

継続して利用する土地について購入する考えについては、施設の目的や用途、将来的な見通しなどを勘案し、購入するべきものかどうかをそれぞれ所管課で判断しておりまして、町の普通財産として取得したほうがよいと考えられるものにつきましては、購入する方向で考え、売却の意向をお聞きしながら交渉することになります。しかしながら、所有者から売却の同意を

いただいたとしても、そのときの所有者のご事情ですとか、町の財政上の関係もありますので、その都度判断することになります。

このほかの借地につきましては、観光客への案内を目的としまして、当町までの幹線道路沿いに、案内標識設置のための借地料を支払っている土地もあります。また、水道施設につきましても、町内の水源地や配水池、送水管や配水管の敷地として借地している土地もあります。

以上となります。

議長（湯本晴彦君） 再質問を認めます。

湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） 給食費についてですけれども、全国的にも無償化に向けた取組が広がっております。山ノ内町の今の現状で、町長が公約に掲げた子供や孫たちが帰ってくる住みやすい町になるとお思いでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 私の目指す子供たち孫たちが帰ってきたくなるまちづくりというのは、必ずしも給食費が無料だからといって帰ってくるような町ではないと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） それは、給食費だけで帰ってくるとは私も思いませんが、この最近の物価高の中で、給食費の負担が、5年度はたまたま国の補助金があったからということでしたけれども、誰でもそうだと思いますが、1回でも無料になった後、今回、今年はまた収めなくちゃいけないのかと考えると思います。町内の保護者の方からも、「給食費何とかならないの」といういろんな声を聞いておりますので、ぜひ、その辺をもう一度、私は検討していただきたいと思います。

海外留学支援の補助金も大事かと思うんですが、給食費は全体の予算の中ではそんなに多額ではないと私は思うんですね。最近の新聞なんかでも、町観光局の事業、こんなに出すのということをよく聞かれます。8,782万円盛ってありますよね。そういう中で、給食費の無償化に必要なのは約2,000万円だと思うんですね。そういう点では、私はやる気になればできるんじゃないかと思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 先ほどお話しましたが、給食費に関しましては、私も選挙公約で無償化を目指したいとお話ししていますとおり、引き続き目指してまいりたいとは思っておりますが、現在の財政状況では若干厳しいというところで、見送りさせていただきました。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） 何遍も繰り返しますけれども、近隣で中野市とか木島平、栄村が無償になっている中で、よそから移住してくる方が増えるかどうかということは、とっても疑問です。

逆に、山ノ内町では給食費こんなに払うのねということで、今、子供さんを学校に通わせたり住宅を探しているような方は、中野市に行ってしまうんじゃないかということも私は心配します。その辺、教育長、お考えはいかがですか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

予算の話はあくまでも町長の権限ということでございますので、こちらとしては引き続き、給食費も含め、できるだけ家庭への経済的負担が軽減されるような、そういう要望を上げていきたいと思っております。

子ども子育て、子ども支援や子育ての支援につきましては、山ノ内町としては、ほかの補助金等もありますので、かなり手厚い部分も一方ではあるかと私自身は認識しております。そのあたりをしっかりとアピールすることも含めて、しっかり移住施策にもつながるよう、教育委員会としても努力したいと思います。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） 近隣で一番最後にならないように、ぜひ、無償化に向けた取組は検討をお願いしたいと思います。次に進みます。

私は2月7日付の北信ローカルの新聞を見たんですが、公共施設の借地料、継続利用は購入、小布施町行政改革推進委員という記事がありました。見られた方もいらっしゃると思いますが、小布施町の行革推進委員会では、継続利用予定の土地は購入を前提として交渉する。交渉困難な場合は、10年から20年先に施設移転か統廃合対象とする。借地料の算定基準を明確にして、10年以内をめどに適正化を図るとの審議結果をまとめ答申したという内容でした。山ノ内町も参考になるのかと思い、取り上げた次第です。

先ほど総務課長からも答弁はいただきましたが、もう少し具体的にといいますか、文化センターの借地料のこともあります。それから、上林グラウンドの借地料についても、議会報告会の中でも質問も出た経過がありますので、もう少し借地料のことで答弁をお願いしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

ただいま執行機関側から反問の要求がありました。反問する場合は、同一議題について3回までとします。また、反問に対する議員の答弁について、1回の答弁につき1分までは質問時間に算入しませんが、1分を超える時間については質問時間に含め、時計を進めます。以上のことについて相互にご承知願います。

それでは、総務課長、反問を認めます。

総務課長（古幡哲也君） 反問をお許しいたきましてありがとうございます。

先ほど詳細のご答弁の中で、かなり具体的にご答弁申し上げたつもりではございます。それ以上に具体的にとおっしゃる内容を教えていただければ、その内容に沿ってご答弁したいと思います。

いますので、よろしくをお願いします。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） 大分具体的に説明していただいたと思うんです。例えば、文化センターも大規模な改修の予定も組まれている中で、これからもずっと借地でいくのか、その辺の地主さんとの話合いをされているのかちょっとお伺いしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） よろしいでしょうか。

では、総務課長、答弁をお願いいたします。

（「生涯学習課」という声あり）

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） お答えいたします。

議員からありましたとおり、文化センター、美術館ともに借地をしております。文化センターにつきましては、大規模改修を控えている中、議員からは購入に向けてという方向かもしれませんが、先ほど総務課長からもありましたとおり、財政事情もあります。また、地主さんからは購入というお話、今のところいただいております。今後の中で、そういったことも検討する必要があるのかなとは考えます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） それではもう一つ、先ほど上林グラウンドのことですが、これもちょっと資料を見た中で、平成8年のときは1,041万2,000円という記述がありました。そして、5年度の決算では754万円ですか、約。今、森林の価値というか評価は下がっていると思うんですが、その辺についても交渉しておられるのかどうか、それだけお願いしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） お答えいたします。

町で取り扱っている借地につきましては、その算定基準があります。課税標準額掛ける0.06、これを使っているんですが、前回の借地料に対して高いか低いかを比べる中で、前回契約額と今回の更新に伴う計算に求めた額の差が5%以上ある場合には、借地の皆様とお話する中で、契約額の5%の削減ということで契約させていただいております。

それで、令和6年度の借地料につきましては、上林グラウンド、合計ですけれども17名の方からお借りしておりまして、716万2,548円という金額になっております。先ほど、数年前に1,000万円超すというお話ありましたが、平成21年のときに、一部借地から購入に至りました。それにつきましては、法人様が所有している土地でありまして、法人の清算に伴い買っていたきたいというお話があり、購入したこともあります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） 分かりました。

それと、通告のときには私分からなかったんですが、岳南広域消防本部の庁舎建設の資料を見た中で、岳南広域消防本部組合が発足した当時は、中野市が中心だったと思うんです。賃貸契約を結んだ中で、土地の評価額が8,000万円と書かれていたと思うんですね。それで計算すると、30年間で、今までのところを、もしこれから借りるとなると、1億8,000万円の借地料の支払となるということが書かれていたと思うんです。今度は、新庁舎は取得の方向でと書かれていました。そんな中で、私が感じたのは、やっぱり公共施設とか大事な施設については、ぜひ、これからは用地の買収ということで取組を進めていただけるようお願いしたいと思います。

借地、借地というと、何となく楽なような気はするんですが、必要な土地はぜひ町で取得していくような形で取り組んでいただきたいと思います。その辺、町長のお考えはいかがですか。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） お答えします。

我々も、購入に向けて検討したところ是一部ございますが、やはり当初の挨拶でもお話ししたとおり、今年度予算が過去10年間で最大規模となるような時代で、現状、今すぐに、じゃ、あちこち買いましょうというわけにもいかないところでの見送りした案件もございますので、ご理解いただければと思います。引き続き、町としては財政の最適化を目指して検討してまいりたいとは考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6番（湯本るり子君） 私も小布施町の記事を見まして、山ノ内町でも重要なこういうことについては、審議会等をつくって検討してもらおうという考えはいかがでしょうか、総務課長。

議長（湯本晴彦君） 総務課長。

総務課長（古幡哲也君） お答えします。

近隣の借地の状況ですとか手続や契約については、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6番（湯本るり子君） 検討していただければと思います。

次に、小学校の統合について再質問させていただきます。先ほど教育長からの答弁もありましたが、新聞を読む中では、2月4日の教育委員会に審議会の答申が出されたということで、資料には、1月29日まで第9回の審議会、8か月間にわたって検討されてきたんですが、資料見る中で、第1回の審議会では、10月上旬には、もう第5回の審議会に答申するようになっていたんです。大幅に遅れた理由を、教育長から答弁をお願いします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 昨年から、この小学校統合の議論、私が務めさせていただいてから2年をかけて継続しているところでございます。本年度に入りまして、当初はできるだけ早くに方

向性が示せればということでございましたが、審議会の審議委員の皆様とのご議論の中で、まだまだ議論を尽くすところがあるんじゃないかというところがあり、ぎりぎりまで、1月末まで期間がかかったということでございます。

ただ、その間、ただ単純に遅れたということではなく、教育の内容について、魅力ある内容について審議をしていただくことも、当初想定になかった部分も含めて議論が深まったと理解しておりますので、この1月末までの審議会の9回のご議論というものは、大変有意義であったと感じております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6番（湯本るり子君） 新聞報道を見る中で、4日に答申が出されて、すぐもう教育委員会の方針が出されたということでしたが、教育委員会でそんなに簡単に教育委員会の方針が出されるものなんですか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 2月4日に答申をいただきまして、そのときにちょうど定例会でございましたので、その答申の内容について、教育委員会でも協議をしたということでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、正式な教育委員会としての方針決定は、今月3月11日の定例会で決定をするという、そういう手続で進めておるところでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6番（湯本るり子君） 新聞報道では、4日に出された方針で、もう決まったかのように捉えていらっしゃる方が多数おられます。それと、3月13日に総合教育会議が開催されるというのが、LINEのメールに入ってきたんですが、それは2月28日付でした。その中でも、詳しくはホームページをご覧くださいというようになっていたんです。今朝確認してもホームページには何も掲載されておられません。その辺は教育委員会として、何か順序が逆じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

審議会も9回まで、先ほど議員もご指摘いただいたとおり、当初よりは回数多く重ねてきたというのが現状でございます。そういう中で、この年度末、年度中にしっかり教育委員会として方針を出すというのが、答申いただいた答申の内容でございますので、非常に限られた期間の中で定例会を行い、また、町長との総合教育会議の日程を調整して設定をしたというところでございます。

3月11日の総合教育会議では、前段はこの統合に関する議論を町長としまして、後段は、本来、総合教育会議は教育行政全般に関わる町長と教育委員との意見交換の場ということでございます。当日、時間の進行の流れで、若干その分量的なものは変わるかもしれませんが、今回、

3月13日の総合教育会議では、統合のみならず教育行政全般についても議論を町長と教育委員でしていただくと、そんな内容で考えておるところでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6番（湯本るり子君） それじゃなくて、LINEには2月28日付に、13日の会議の予定が出ていたんです。ホームページをご覧くださいと書いてありまして、私なんかはホームページを見るのに時間がかかるんです。今朝もチェックしたんですが、掲載されておりません。その辺は、作業の関係はどうなっておりますか。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えいたします。

開催の通知云々の関係だと思うんですが、こちらでは掲載したつもりでございます。今ちょっと確認はできませんが、掲載したと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6番（湯本るり子君） その辺は、私みたいな者でも、なかなか理解できない部分もありますので、28日に出れば、みんな何か資料が見られるのかなと思ってしまいますので、その辺は気をつけていただければと思います。

それと、町長に伺いたいと思います。「ハードからソフトへと」いうことで表明された中で、既存の小学校で統合しませんかという提案の中で、私は2校使ったらどうかということとずっと主張してきたんですが、お金がかなりかかってくると思うんです。その辺で、先ほどから財政が厳しい厳しいという話がある中で、町長はやりたいことが山ほどあるんだと思うんです。そういう中で、今回、情報が一人歩きしているのかもしれませんが、もう中学のところに決まって進むんだという受け止めがかなり多くなっております。先ほどもちょっと触れましたが、広域消防の関係でも7億円も山ノ内の負担が提案されている中で、財政的なことも併せて、大丈夫なんでしょうか。その辺をもう少しお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 今のご質問は、財政が大丈夫かというご質問でよろしいんですね。

財政に関しましては、もちろん町の魅力の一つでもあり、子供たちの未来を担うための小学校のためのお金と考えています。使える国庫補助もたくさんありますし、私が今まで中身の議論をしてくださいという話をずっとしてきたのは、しっかりと中身のあるものに対して私はお金を使いたいと思ったからであり、決して小学校の新しい建物を建てるお金がないという話ではございません。その辺、これから教育委員会からの話が出てきて、総合教育会議なども踏まえた上で、町としましては、財政に関してはしっかりとよりよい起債の活用ですとか、国からの補助などを活用しながら、しっかりとよい小学校づくりというものを行っていきたいと思っ

ております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） 学校をつくるということは、それこそとっても大変なことだと思うんです。そういう中で、今まで9回にわたって審議会も行われてきましたが、審議会は決定する機関ではないし、教育委員会と、最終的には総合教育会議で決まるんだと思うんです。私が議員にさせていただいたばかりのときも、令和8年に学校ができるという話で、いろいろ質問した中で、期限は決めないということで、また元に戻ったような記憶がございます。

そういう中で、ちょっと何点か、お金のことに関係してくるかもしれませんが、通学方法とか、現在も中学校、西小学校のスクールバスの運行に運転手確保がとっても苦労しているような話があります。今、バスの運転手さんに聞いても、雪のない中野市でさえ4輪駆動の車なのに、山ノ内ではいまだに4輪駆動になっていない、とっても大変だという話が聞かれました。それと、中学のところに統合された場合は、スクールバス6台ぐらい必要になるんじゃないかということで、バスの購入代とか運行経費とか、かなり経費がかかってくると私は思うんですね。そういう点で、今の中学校というのが、現実的なのかどうか、とにかくいろんな情報で、中学のところにもう決まったんだというようなことが一人歩きしておりますので、その辺を、先ほど町長も、建物のお金のことだけじゃないと言われましたが、私は設計とか建物のことにかなりお金がかかるからという捉え方をしていました。

それと、中身のことで、当初、義務教育学校ということはあんまり出ておりませんでした。途中から義務教育学校がいいんだという話に、話が急に変わってきたような感もあります。そういう点で、教育長の答弁もお願いしたいと思いますが。

もう一つ、プールの問題についても、中学校のプールがなくなったりすると、これからどんなふうにしていくのか、ちょっと細かなところにも入るかもしれませんが、ご答弁いただけたらと思います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

まず、ハード面の経費等につきましては、先ほど町長も答弁申し上げましたとおり、できる限り合理的な範囲でしっかりコストを出しながら、今後、教育委員会としても計画を進めていきたいと考えております。

義務教育学校という方針を、今回、教育委員会からご提案させていただいたということの経緯につきましては、まず、魅力ある教育内容というところから議論を進める中で、それを小学校、中学校、しっかり切れ目なく9年間継続して学びを深めていくということが重要であると学校現場からの要望もかなり強いものがございました。また、かねてから小中一貫、小中連携、そういったような議論もされてきたところでございまして、それをさらに深める形で具体的に義務教育学校という、今、全国、県内もそうですが、注目をされている一つの学校のスタイル

を、山ノ内町としてそれを進めていきたいと考えたところでございます。

プール等も含めまして、これから設計等は、場所が決まった後に、また町民の皆さんともしっかり、また保護者や子供たちからの要望も聞きながら、設計等に反映をさせていくという、そういう段取りで考えております。最近の傾向ですと、これは国も言っていますけれども、学校でそれぞれのプールを持つというよりも、地域資源を活用しながら、夏も非常に高温の中で、暑過ぎて野外でのプールが、水泳授業ができないというような状況も近年見られることから、そういったところの工夫もしなければいけないと考えておるところでございます。

いずれにしても、まず教育内容をしっかり教育委員会として定めた上で、それにふさわしいハード面、環境をつくるという、それにおいては経済的合理性をしっかりと説明できる内容にしていくという、そういう流れで今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6番（湯本るり子君） 学校問題は、教育長の、プロの方に私はとってもついていかれませんが、ちまたで町民の方とお話をする中で、プールがなくなってどうするんだとか、それから、中野の民間のプール行くには時間もかかるんじゃないとか、いろんな話が出てきます。それと、町長は以前に、町民温水プールというようなことを言われたこともあるような気がするんですが、そういう点もありますし、とにかく学校の問題は十分検討していただきたいと思います。それから、3校を廃校にするという点で、これからどうやっていくのか、3校、今ある学校を使わないことが、子供たちにSDGsの精神に沿うことなのかどうか、その辺も私はちょっと疑問に思います。

小学校の統合方針がこれから決定されると思うんですが、私は議員になったときからずっと、2校を使ってほしいというようなことを一人で言い続けてきているわけなんです。少数意見もぜひ考慮していただいて、十分な検討をしていただき、町民に納得できるような資料を出していただきながら、引き続き検討していただきたいと思います。

みんな何かというとお金がないという中で、学校を造るにはすごいお金がかかるんでしょうということで、いろんな話題が出てきます。それに対して、すみません、ちょっとしつこいようですが、私がちょっとうまく理解できないんです。町長が、建物、ハードのことで言っているわけじゃなくてという、中身が、だから義務教育学校という案がソフトで、町長の方針に合ったのかどうか、その辺もちょっと教えていただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 今度の総合教育会議で教育委員会から考え方、方針を伺いますので、先ほど議員がおっしゃったように、中途半端なタイミングで中途半端な私の意見だけをお話ししても、また一人歩きしてしまってもしょうがないので、3月13日に総合教育会議でしっかりと話し合いながら決めていきたいと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 湯本るり子議員。

6 番（湯本るり子君） ちょっと私も、大分準備不足の感はありますが、ぜひ、少数意見も取り上げていただきながら検討していただきたいと思います。

それと、先ほどもちょっと私がメールのことで言わせてもらったんですが、教育委員会のホームページを印刷させてもらった中でも、若干のミスがあったり、見直すと気がついたりしたところもあります。その辺もまたチェックしていただきながら、学校問題は皆さんとっても敏感になっていると思いますので、今後も、ぜひ町民の理解が得られるような方向で検討していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（湯本晴彦君） 6 番 湯本るり子議員の質問を終わります。

ここで議場整理のため11時5分まで休憩します。

（休 憩）

（午前10時54分）

（再 開）

（午前11時05分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（湯本晴彦君） 2 番 畔上恵子議員の質問を認めます。

2 番 畔上恵子議員、登壇。

（2 番 畔上恵子君登壇）

2 番（畔上恵子君） 2 番 創門会、公明党の畔上恵子です。

昨年末の大雪の影響により、町内の至るところでブドウ棚等が倒壊し、大きな被害が出ました。被害に遭われた農家の皆様に対し、お見舞い申し上げますとともに、復旧作業に携わってくださった方々にこの場をお借りして感謝申し上げます。

やりきれない思いで修理されたところのお声もお聞きいたしました。農業は自然との共存作業であり、また、私たちの食を支える大事な仕事、ご苦労も多いと思います。今年は雪の降る日も多く、積雪量がここ数年に比べ多いと感じます。しかし、3月に入り、徐々に雪解けも少しずつ進み、着実に春に近づいています。

今日は、このような雪になっておりますが、暖かい地域では、もう梅の花が咲いて、春の到来を告げています。皆様は梅の花言葉をご存じでしょうか。梅の花は上品、高潔、忍耐、忠実、また不屈の精神などがあります。冷たい風が吹き荒れる季節にも関わらず、寒さに耐え忍びながら、ほかの春の花よりも先駆けて力強く咲く花と言われます。信州にもそんな季節が間もなく巡ってまいります。まだこのように寒い日もあると思いますが、1日1日を楽しみながら、春を迎えたいと思います。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

今回は、過去に3回伺いました带状疱疹ワクチン接種について、そして、防災についてお伺

いたします。

1、带状疱疹ワクチン定期接種化推進について。

(1) 町としての実施態勢は整っているか。

①開始時期・対象者・ワクチンの種類・接種方法及び接種間隔・実施医療機関などは。

②接種希望人数の見込みは。

③対象者への周知方法及び申請方法は。

(2) 国の方針が出されるまでの間どのような検討をされたか。

(3) 近隣自治体との条件の違いはあるか。

(4) 全町民への周知・啓発はどのように行うか。

2、災害時の共助「地域力」について。

(1) 地区防災計画策定支援の進捗状況は。

①令和6年12月時点での策定地区数は。

②各自主防災組織において避難訓練や避難所開設等の訓練の状況と今後の予定は。

(2) 防災士育成が過去の災害から必要と考えるが当町としての取組は。

①取得人数及び町職員の取得率は。

②防災士と町との協力体制は。

3、各施設に設置されているAEDについて。

(1) AEDケース内の付属品（三角巾・胸を覆う布等）の配布状況は。

(2) 計画的なAEDを使用しての訓練はされているか。

以上となります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 答弁を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 畔上恵子議員のご質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン定期接種化推進について、大きく4つのご質問ですが、新年度から定期接種に位置づけられることから、準備を進めているところです。

詳細につきましては、健康福祉課長からご答弁申し上げます。

続きまして、大きな2の災害時の共助「地域力」についてのご質問にお答えします。

災害時の被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助、それぞれが災害対応力を高め、連携することが重要であります。昨年発生した能登半島地震のように行政が行う公助の支援が行き届くまでに多くの時間がかかってしまいます。そのようなとき、まず自分を守る自助と地域や身近にいる人同士が助け合う共助がとても重要となります。日頃からの備えと災害時の支えにより、地域ぐるみで災害を乗り越えるためには、各地区、自主防災組織の活動が不可欠であり、その方針や具体的内容を示した地域防災計画の策定は重要であると認識しております。

防災士の皆様には、地区防災計画策定支援をはじめ、地域防災のリーダー的存在としてご活躍
いただきたいと考えております。

(1) 並びに (2) の詳細につきましては、危機管理課長に答弁させます。

続きまして、大きな質問3の各施設に設置されているAEDについての2点のご質問いただきましたが、昨年6月の議会で現状申し上げたところではありますが、その後の経過を含め、
こちら危機管理課長から答弁させます。

私からは以上です。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） おはようございます。

畔上恵子議員の質問にお答えいたします。

1、带状疱疹ワクチン定期接種化推進について。

(1) 町としての実施態勢は整っているか。①開始時期・対象者・ワクチンの種類・接種方法及び接種間隔・実施医療機関などとはのご質問ですが、開始時期は、令和7年4月1日です。対象者は、令和7年度から令和11年度までの5年間は、年度末年齢で65歳から5歳刻みの100歳までで、令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象です。令和12年度以降は、接種時に65歳の方が対象となります。

ワクチンの種類、接種方法、接種間隔につきましては、2種類あり、不活化ワクチンは筋肉内注射で、1回目と2回目の間隔を2か月以上取り、年度内に接種が完了する必要があります。生ワクチンは皮下注射で、1回の接種となります。

実施医療機関については、町内の医療機関をはじめ、中野市、飯山市など、近隣の医療機関にご協力をいただき、その詳細は町ホームページに掲載してございますし、接種該当者への通知の際にもお知らせする予定でございます。

②接種希望人数の見込みはとのご質問ですが、令和7年度の対象者は約1,000人で、接種率16%、160人を見込んでいます。

③対象者への通知方法及び申請方法はとのご質問ですが、2月、3月の伝言板や広報、ホームページへの掲載を行い、対象者へは個別に3月下旬頃通知を発送いたします。申請は不要で、実施医療機関へ予約し、接種していただきます。

(2) 国の方針が出るまでの間どのような検討をされたかとのご質問ですが、近隣市町村、また補助を実施している市町村へ聞き取りを行い、補助の開始時期を模索しておりましたが、昨年7月に新年度から定期接種として開始されるという情報が入ったことから、国の情報を収集し、定期接種の準備を進めておりました。

(3) 近隣自治体との条件の違いはあるかとのご質問ですが、実施医療機関に若干の違いがあるものの、北信6市町村、同じ条件で接種がいただけるよう調整をしております。

(4) 全町民への周知・啓発はどのように行うのかとのご質問ですが、伝言板、広報、ホームページ、LINEなど、町で利用できるツールを使用するほか、健診や結果報告会など、町

民と接する機会を捉え、保健師等からも周知してまいります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 危機管理課長。

危機管理課長（田中浩幸君） それでは、大きな2番並びに3番について、補足の答弁を申し上げます。

まず2番の災害時の共助「地域力」について、（1）地区防災計画策定支援の進捗状況はの①です。6年12月時点での策定地区数はとのご質問ですが、現状では、策定済みの自主防災組織はございません。各地区の現状で申し上げますと、地区によりまして、差があるものの、全ての地区では計画策定に着手をいただいております。地区防災計画制度は平成26年4月から施行され、地区の住民や事業所が主体となり、自発的な防災活動を行うための計画で、地区の自然特性や社会特性に応じた内容であることと、地区住民の防災活動に合わせ自由に設定することで、継続的に地域防災力を向上させる計画であります。

町では、ホームページにより計画書のテンプレートを提供するほか、区長会や地区で実施する避難訓練など、機会を捉え作成の推進を図っております。

続きまして、②各自主防災組織において避難訓練や避難所開設等の訓練の状況と今後の予定はとのご質問ですが、各地区では、年間2回程度、公会堂等の施設におきまして消防訓練を実施しております。一部の地区では、この訓練に併せ、避難所開設訓練や防災研修講演などを行っております。今後も引き続き、積極的に避難所開設訓練を取り入れていただくよう、推進してまいります。

続きまして、（2）防災士育成が過去の災害から必要と考えるが当町としての取組はの①取得人数及び町職員の取得率はとのご質問ですが、本年1月末時点で申し上げますと、全国では31万176名、長野県では4,611名、山ノ内町内では5名、町職員では2名であり、取得率は1%でございます。

続きまして、②防災士と町との協力体制はとのご質問ですが、防災士制度は、阪神淡路大震災後に、自助と共助の共同の活動、経験等を教訓に2003年に創立され、21年が経過しております。

防災士の役割は、家庭、職場、地域の様々な場で多様な活躍が期待されており、平常時の防災意識の啓発や訓練、災害時に公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、災害発生後の被災者支援が主な活動であります。日本防災士会では、国が推進する地区防災計画策定への参画を地域活動の重要課題と位置づけていることから、町では、今後地区防災計画策定支援や防災講習会、避難所開設訓練への参加など、平常時には、防災意識の啓発や訓練をリード役として、また、災害時におきましては知識と経験を活用され、避難所開設支援、ボランティアセンター運営支援など、活動を通じ、住民のリーダーとなっていただくことを期待しております。

続きまして、3の各施設に設置されているAEDについて。

（1）AEDケース内の付属品の配布状況はとのご質問ですが、昨年9月議会一般質問でお

答えしましたとおり、AEDが設置されている25か所のうち、町の施設であります17か所につきましては、配置が済んでございます。

なお、各区が所管する施設につきましては把握ができておりませんが、今後、区長会を通じまして、配慮いただくよう、ご案内を申し上げていく予定であります。

続いて、（２）計画的なAEDを使用しての訓練はされているかのご質問ですが、毎年、職員等が応急手当の知識と技術を身につける取組として、小学校、保育園、各区、各事業所等では消防署員を講師とした講習会を実施しております。６年度は17の施設で行われ、290名が参加をしております。

以上でございます。

議長（湯本晴彦君） 再質問を認めます。

畔上議員。

２番（畔上恵子君） それでは、１番目の带状疱疹ワクチンの件についてお伺いいたします。

今回、広報やまのうち２月号にも「带状疱疹ワクチン予防接種一部費用の助成を開始」ということで、細かく載っておりました。

これを読んで、大体のことは分かるんですが、もし、例えば、66歳の方がこの４月以前に不活化ワクチンを２回打った場合、大体、不活化ワクチン打つと10年余り効果があると言われていいますので、76歳になる頃に、もし希望されれば打つという形になるかとは思っています。その５年、５年で切っていかれるわけなんです、その65から70までの間の方々打った場合には、どのような形で補助をしていただくことになるのでしょうか。

または、全額自己負担になるということでしょうか。その辺ちょっと町民の方、理解できていないところもあるのではないかと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林佳代子君） お答えいたします。

例えば、４月１日の前に既に一部の接種を任意で受けていた場合になりますが、その場合は、残りの接種についてはその対象年度が来た場合に、残りの接種を受けることはできます。

先ほど畔上議員がおっしゃった66歳で既に不活化ワクチンを２回打った方が今後どうなるかということにつきましては、既に予防接種を受けた方ということになりますが、その場合には、医師の判断を仰いでいただきまして、必要と認められたという方に関しては、定期接種の対象とさせていただいております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 畔上議員。

２番（畔上恵子君） この带状疱疹につきましては、皆さんも原因とか、また症状など大分認識はされてきておりますので、分かっていると思います。

ただ、最近、带状疱疹にかかれる年代層がここ10年ぐらいで20歳代から40歳代ということで、発症率も増加傾向にあります。带状疱疹の予防接種は発症を完全に防ぐものではありません。

せんが、発症しても軽症で済み、後遺症の予防につながるとされているものであります。

高齢化が進む中で、シニア世代の方々が本当に元気で生き生きと過ごされることはとても大事なことだと思いますし、かかる前に病気を未然に防ぐという視点からもこのワクチン接種をしやすい体制を整えることはとても大事だと私自身も思っております。今年4月1日から開始しますが、スムーズに接種が進みますことを自分も祈っていきたいと思いますし、また、こういうのがあるんだよということを知らない町民の方々も大勢いらっしゃいますので、また折を見ながらお話をしていきたいなと思っております。

私たち公明党でも、自治体による接種補助をずっと推進してまいりました。私自身も過去3回にわたって助成をしていただきたいたいということで、質問をさせていただきました。形として、4月から実際に行われることになりましたので、それはとてもうれしく思っております。今回、当初予算でも、計上されておりますので、本当に多くの方々にワクチン接種を推進していきたいなと思っております。

なかなか、带状疱疹ワクチン、ちょっと普通のワクチン接種よりも若干痛いかなとは思うんですね。不活化ワクチン、特に筋肉注射になりますし、生ワクチンと比べると皮下と筋注ではちょっと痛み方々若干違うかなとは思いますが、私もこれから推進をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、2番目の災害時の共助「地域力」についてご質問させていただきます。

策定地区数は今現在はないということでございました。ですが、全て計画は着手しているというお話がございました。これとても大事なことだと思うんですが、各地区では防災組織はしっかりとできていらっしゃるということを課長からお聞きしております。各地区における、地区の防災組織、これは年々役員が代わったりするんですが、こういう自主防災組織表というのは、それぞれ地域にあるかと思います。やはり昨年、能登半島地震もそうですし、今現在まだ延焼がされている大船渡の森林火災もそうですが、本当に防災計画ができているからといって、スムーズに避難行動ができるのかと、そうではないとは思いますが、でもやはりきちんとしたものがある、ないではまた住民の方々の意識が変わってくると思いますので、これはぜひ各地区の策定は引き続きお願いをしていきたいなと思っております。

それで、いつまでに全地区の策定を目指されていくのか、具体的な、これ自主防災ですので、各地区にお任せするところがあるんですが、そこに行政が関わって支援していくという形になると思います。それでもやはりある程度の目標を定めて進めていかないとなかなか進んでいかないのではないかと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 危機管理課長。

危機管理課長（田中浩幸君） お答えいたします。

今ご質問いただきましたいつまでという目標でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、この地区防災計画は、あくまでも地域の住民の皆様、コミュニティーの皆様によって、自主的に策定をいただくという計画でございます。現状では、なかなか区のそれぞれ自

主防災組織の体制も毎年、役員等も代わってしまうというような現状もございまして、なかなか町で今推進をしている計画のところまで至っていないという現状ではあります。議員さんからお話ありました大変重要な計画の位置づけであると認識しておりますので、今年度も、7年度以降もできる限り各地区の自主防災組織の皆さんには策定を着手いただいて、早期に計画策定をいただくよう推進をしてまいりたいと考えております。特に期限というところはまだ設定をしておりませんが、早期というところで進めていきたいと考えてはおります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 畔上議員。

2 番（畔上恵子君） ぜひお願いいたします。

それから、③に避難訓練等の状況と今後の予定というのがあります。この辺は各地区で避難訓練やっているということですが、私、恥ずかしいんですが、地元で40年近く住んでおりますが、1回もそういうものに参加したことがございまして、この辺の状況というのは、きっとまちまちなんだと思うんですが、必ず2回ぐらいは行われているものなんではないでしょうか。その辺のちょっと細かいことをお聞かせいただければと思います。

議長（湯本晴彦君） 危機管理課長。

危機管理課長（田中浩幸君） お答えします。

避難訓練につきましては、消防法に基づいて、各地区の公共施設といいますか、コミュニティー施設を所管している地区において消防法で義務づけられている訓練でございます。これが避難訓練です。この避難訓練は、2回程度ということで、消防課で訓練の推進はしておりますが、現状で申し上げますと、夜間瀬、宇木、前坂地区以外は、6年度は2回実施されたとお聞きしております。

その中でも、この避難訓練に併せて避難所の開設訓練実施された地域が、私が把握しているところで申し上げますと、湯田中、上条、夜間瀬、本郷、湯ノ原、この地区につきましては、避難訓練に併せて避難所の開設や避難の防災の講習のような形も取り入れた訓練を実施したという実績がございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 畔上議員。

2 番（畔上恵子君） 2回程度行っている中で、夜間瀬、宇木、前坂以外はされていらっしゃるということなんですが、されなかった地区というのは何か理由があるのでしょうか。その辺は伺っていらっしゃいますか。

議長（湯本晴彦君） 危機管理課長。

危機管理課長（田中浩幸君） お答えします。

具体的に実施されていない地区は、避難訓練こそ実施はしているものの、避難所の開設に至っては、実施されていないということはお聞きしていますが、その理由等については、ちょっとこちらでは具体的に把握はしておりません。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 畔上議員。

2 番（畔上恵子君） このことも含めまして、本当に避難訓練も防災訓練も非常に今は大事な分野だなと私自身も認識をしております。今後、今年も始まったばかりですが、これからどのような形で、また推進、啓発をされていくのか、その予定、スケジュール的なもの、もし決まっていたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 危機管理課長。

危機管理課長（田中浩幸君） 計画策定につきましては、4月以降、区の皆様、新しい体制になられた後、それぞれ区の役員会であったりとか、先ほど申し上げましたこういった避難訓練、そういった機会を捉えまして、できる限り区長の皆様にこういった避難の訓練や地区防災計画策定に向けた取組を取り入れていただきますよう、常々連携を密に取りながら、機会を捉え、地域で推進をさせていただきたいと思っております。

またあわせて、防災士の資格をお持ちの方々も町内にいらっしゃるの、こういった皆様と共に連携しながら、計画の策定と一緒に進めていければいいのかなとは考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 畔上議員。

2 番（畔上恵子君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

本当にこの役、組織はきちんとありますが、やっぱり役員のメンバーさんが1年、1年、代わってってしまうというのは、ちょっとやはり防災組織、つくったとしても何か毎年毎年、頭が変わってしまうというのは、もうそこに問題が生じてくるのではないかなということも危惧されます。そこに防災士の資格を持っている方々も一緒に入って、防災というのは終わりが無いので、長いスタンスで見ていく必要があると思いますので、その辺も含めてまたこの啓発されるときに、区長会等でお話をされるときに、推進をしていただけたらうれしく思います。

それで、（3）の防災士の育成について、先ほど取得率もお聞きしました。町職員の方2名ということなので、昨年3月の議会で質問をされたときも2人ですというお話だったので、それから1年近くたちますけれども、町の職員の方の防災士の資格を取られた方はいらっしゃらないということだと思うんですね、ですが、この防災を担う職員の方々、ぜひもう少し増やして、地域に入って一緒にやっていただきたいかと思うんです。その辺は町として職員の方、防災士の資格をどの程度というか、何人ぐらい目指して推進をされていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 危機管理課長。

危機管理課長（田中浩幸君） お答えいたします。

防災士の職員の取得率、今ほど2名ということで申し上げたんですけれども、取得されて、退職をされてしまった方も実はいらっしゃるということで、現時点で2名という現状であります。

なお、今後の防災士資格、職員の取得という件でございますが、防災士の資格につきましては、防災に関する一般的な知識、いわゆる災害の内容であったりとか、災害時にどんな対応をするべきなのか、それから気象情報等の状況をどう把握するべきかとか、避難の消火器の訓練とか、救護訓練とか、そういったものを一般的に学ぶという資格が防災士だと認識しております。町では、特に防災の関係を担当する職員は、これをこの知識は最低限必要であるということで、常に業務の中で研修を行い、さらにその上のいろんな部分で情報の発信ですとか、いろんな意味で地域の皆さんと防災対策の、防災力の強化に向けたお話をさせていただくという立場でありますので、職員と申し上げるよりも、できれば地域の皆様がこういったことに興味をお持ちいただいて、より地域の皆様、大勢の方に取得をいただきたいという思いでありまして、自主防災組織の補助金の中でもこのメニューを取り入れて運用していきたいとは考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 畔上議員。

2番（畔上恵子君） 確かにそのとおりだと思います。私も昨年10月に町の防災士養成補助制度を活用して防災士の資格を取らせていただきました。この防災士、先ほど課長のほうから答弁がございましたが、阪神淡路大震災を教訓としまして、人という資源を活用して社会全体の防災力を高めるために防災士制度が生まれたということです。一般に災害被害の軽減、先ほどもお話あったとおり、自助、共助、公助の効率的な組み合わせで実現されると言われているということで、防災士は基本的には、この自助、共助の場面で活躍することになりますと。

私も防災・減災に何らかの形で貢献できればという思いから防災士の資格を取ろうということで、昨年10月に松本大学で長野県は行っているんですが、防災士養成研修講座というのを受講しました。2日間、本当に朝9時から夕方5時半ぐらいまでみっちり勉強させていただいたんですけれども、やっぱり地域の防災・減災に取り組む有効な資格制度であるということを改めて、この講座を参加して実感をいたしました。

しかしながら、防災士が本当に地域の中で活用されていない地域もあることもこの講義で伺いました。当町においてもいつ災害が起きるか予想ができません。それを考えたとき、防災を担う専門職が必要ではないかと思っております。各地区でも防災組織班の作成はされていますが、本当に先ほどお話ししたとおり、1年単位で名前が交代されてしまうということもありますので、防災組織の中において、防災士の役割というのをしっかりと認識した上で、地域に入って、計画ができればなと思っております。

実際、今回の大船渡の森林火災で避難所開設が大分されておりまして、おととい、一つまた新たに開設されたというニュースも見ました。本当に想像もしていなかった状況の中で、東北の方々はまた被災に遭われてしまったんですが、山ノ内においても、本当にいつどうなるかというのは誰にも分かりませんので、そういうことを考えたときに、やはり防災士が地区にいれば、リーダーシップを発揮して実際に避難訓練や避難所の開設等、また、炊き出し等の訓練な

どもできるのではないかなと私自身も思っております。本当に何といいますか、昨年も、ちょっと話変わりますが、総務産業常任委員会の方々が、石川県の志賀町に視察に行かれました。能登半島地震被災に係る防災・減災対策ということで、視察に行ってお話を伺ってこられたんですが、石川県の志賀町は防災士の資格を持っていた方が344人いらったそうです。ですが、被災者の方の反省点としては、これだけいらったんですが、地震に対する訓練等の実施、また取組がなかったために、自主防災組織はあったんだけど機能しなかったということがあったということをお聞きしています。

ですので、本当に防災士を中心としながら、防災組織をしっかりと立ち上げていくということは、非常に大事なことだと改めて感じたところでありました。

それで、②の防災士と町との協力体制はというところでお聞きしたいんですが、町と各地域の自主防災の方々と協力をしていく中で、行っていくことだとは思いますが。その辺は先ほど課長からの答弁がありましたので、一緒になって本当に災害に強いまちづくりに一緒になっていきたいと思っております。また一緒に頑張っていきたいと思います。

それでは、大きな3番に移らせていただきます。

AEDケース内の付属品に関しては、25か所のうち、町施設の7か所は済んでいるということなので、あとの残り各地区にあります施設に関しては、地区で責任を持ってやっていく方向ということですので、その辺の声かけをまた改めていろんな会議の場であったり、そういうところで推進をしていただきたいと思います。

具体的なことで言いますと、できれば、町の施設に関してはもう準備をされたということなんですけれども、三角巾は分かるんですが、胸を覆う布というのは、できれば白じゃなく、黒じゃなく、あまりお肌が見えるような色ではなくて、なおかつ、保護色に近いものにしていただければいいのかなと思っておりますが、ちなみに、町の施設で準備していただいた胸を覆う布の色というのはお聞きしてよろしいですか。

議長（湯本晴彦君） 危機管理課長。

危機管理課長（田中浩幸君） ちょうどお隣に生涯学習課長いらっしゃるので、公民館関係をお聞きしますと、白だそうです。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 畔上議員。

2番（畔上恵子君） もう準備されてしまったので、あれかな無理だと思いますけれども、できれば、白じゃないほうがいいと思います。ですので、またその辺を考慮しながら、まだ準備されていない地区においては、できれば、ほかの色で準備していただければうれしいなと思います。

それから、2番目の計画的なAEDを使用しているかということで、お話がありましたので、しっかりされているかとは思いますが。でもただ、住民の皆さん、全くAEDを見たことがないという方もいらっしゃると思いますので、各地区で避難訓練、防災訓練等す

る際に、ぜひ消防の方も来ていただいて、一人でも多くの方に、実際に触って訓練をしてみるという、これがとても大事だと思います。その辺も推進を進めていただければうれしいなと思っています。

やはり、大げさかもしれませんが、体験に勝るものはありませんので、ぜひその機会をつくっていただきながら、訓練ができますことをお願いしたいと思います。

時間が間もなくまいりますが、最後に、町長にお伺いいたします。

大規模災害時には、初動体制が非常に大事と言われています。少子高齢化社会の現状がある中で、どのような体制で災害というものに向き合っていられるのか、その辺のお気持ちといますか、心構えといますか、その辺をお伺いしまして、私の質問を終わります。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） そうですね、先日、志賀町の町長さんがいらっしゃったときにもお話しさせていただいて、やはり市町村同士の助け合いも必要ですし、今回、お話しいただいている自主防災地区のやはり共助というところでの助け合いの体制をしっかりとつくっていくということも大切かと思っております。

議員のおっしゃるとおり、これから少子高齢化の中で、そもそも区自体の運営をどうするかということもこれから課題にはなってくると思います。我々町としましても公助の部分でしっかりとどこまでできるのか、そして、町民一人ひとりが自助の部分でしっかりと自分自身が災害に対して向き合えるような準備をしていただきつつも地域でしっかりと助け合うという文化は残すべきだと思っております。

そして、町として公助の部分でできる部分と言いますと、先日、志賀町の町長さんとも少し意見交換した中で出たんですが、例えば、トレーラーハウスのようなものを通常は宿泊施設として使いつつ、災害時には持って出られる、もしくは町の人に開放できるような、そういうことも将来的には視野に入れて、我々観光と農業のまちがしっかりと機能するような防災体制というものをつくっていきたいとも考えておりますので、またその辺は私のほうでも計画を考えながら、新しい取組ということで、将来的には考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 2番 畔上恵子議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

（休 憩）

（午前11時53分）

（再 開）

（午後 1時10分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（湯本晴彦君） 5番 塚田一男議員の質問を認めます。

5番 塚田一男議員、登壇。

(5番 塚田一男君登壇)

5番(塚田一男君) 5番 塚田一男です。よろしくお願いします。

さて、日本プロ野球機構、そしてアメリカ大リーグもオープン戦が真ただ中で、間もなく開幕を迎えます。その横浜ベイスターズ、牧秀悟選手後援会から今般、町内の小・中学校に対し、2024年日本シリーズなどで躍動しているパネル写真を贈呈していただきました。

この経過について、若干触れさせていただきますと、野球に取り組む学童、生徒が減少している中、この地域から第2の牧選手の誕生を願い、野球普及及び野球に取り組んでいる子供たちを応援する観点から町少年野球連盟に関わる私を窓口にして打診がありました。早速、教育長にご相談申し上げたところ、快諾していただき、各校に2枚ずつ頂いたものであります。

また、アメリカ大リーグのスーパースターである大谷選手がグローブを寄贈された理由も多くの学童、生徒、少年たちに野球を楽しんでほしいとのメッセージであります。

なお、昨シーズンはもとより、大リーグにおける日本人選手の活躍を見ると、野球においては日本人が通用するあかしであります。つきましては、野球人口の底辺拡大を図り、この町からも第2の牧秀悟選手の誕生を切に願うものであります。

それでは、通告書に基づき質問させていただきます。

1、小・中学校におけるいじめ及び不登校について。

(1) いじめの現状は。

(2) いじめに係る対策は。

(3) 不登校の定義と現状は。

(4) 不登校に係る対策は。

2、総合型地域スポーツクラブについて。

(1) スポーツクラブの現状は。

(2) 運営体制は。

(3) 加入クラブ員の負担の現状は。

(4) スポーツ少年団との関わりは。

(5) 今後の取組予定は。

3、上水道及び下水道について。

(1) 上水道について

①給水管の耐用年数は。

②水質検査の結果と数値はP F A S対策を含む。

(2) 下水道について

①管の経過年数と耐用年数は。

②管の口径は。

③管路の点検取組状況は。

④水質浄化センターの耐震性能は。

⑤今後、人口減少期を迎えるに際し、広域での共同処理の検討は。

以上であります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 答弁を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 塚田一男議員のご質問にお答えします。

小・中学校におけるいじめ及び不登校について、大きく4点のご質問ですが、いじめや不登校は深刻な問題であり、県内におきましてもいじめや不登校については年々増加していると聞いております。いじめに関しては、国のガイドラインや県の対応マニュアルに基づき、町としても教育委員会や学校等の現場と連携しながら、適切な対応と体制づくりに向けた取組を今後も推進してまいります。

また、不登校児童・生徒の支援についても今後もきめ細かく、柔軟な対応を推進してまいります。

詳細につきましては、後ほど教育長から答弁させます。

大きな質問2の総合型地域スポーツクラブについて5点のご質問であります。山ノ内スポーツクラブは地域のスポーツ振興を目的として、町民の多様なニーズに応える事業を展開しています。現在は、スポーツ・文化教室の運営を中心に多くの町民にスポーツ、文化を楽しむ場を提供しております。将来的には、部活動の地域移行を支えるクラブチームの運営や拠点となる施設の開設を進めていく計画です。

そのために、これまでの体制をより一層強化し、クラブの活動をさらに発展することを目的に昨年末に臨時総会と理事会を開催し、新体制の下、地域住民の皆様の健康増進とスポーツを通じた地域活性化に貢献できるよう、クラブ運営に尽力しています。

現在、第一段階として、スポーツ・文化教室を中心とした活動基盤を築きながら、第二段階として、中学校の部活動の地域移行について、部活動顧問や保護者、スポーツ協会関係者と合同会議を設け、それぞれの意向について検討を行っております。

今後も関係団体と連携を深め、町民にとってよりよいスポーツ環境の創出を目指したいと考えております。ご質問の細部につきましては、教育長から後ほど答弁をしていただきます。

大きな質問3の上水道及び下水道についての7点のご質問をいただいておりますが、（1）上水道について、①給水管の経過年数と耐用年数のご質問ですが、当町の給水管は、新しいもので15年、古いもので45年程度経過しており、その耐用年数は40年となっております。

続きまして、②水質検査の結果と数値はPFAS対策を含むもののご質問ですが、水質検査につきましては、51項目の検査項目があり、1つ1つの項目に基準値が設けられております。

しかしながら、PFASについては、現在水質検査項目にはなっておりません。水質検査の結果については、これらの検査項目全てで基準値を下回るか、基準値内の範囲内または不検出

であり、P F A Sについても昨年度及び今年度原水調査を行ったところ検出されませんでした。

続きまして、（２）下水道について、①管の経過年数と耐用年数はとのご質問ですが、当町の下水处理は昭和63年度に供用を開始しておりますので、一番古い管では38年経過しており、この管の耐用年数は50年となっております。

次に、②管の口径はとのご質問ですが、当町の管径は小さいもので10センチ、大きなもので50センチあります。

次に、管路の点検取組状況はとのご質問ですが、布設年が古い管を中心に毎年点検範囲を決めて目視による点検をし、さらに精密な点検の必要があれば、カメラを入れての点検を行っております。

次に、水質浄化センターの耐震性能はとのご質問ですが、管理棟を含む建屋については、既に耐震診断を行っており、耐震性があることが確認されております。現在は水処理施設について耐震診断を行っており、耐震診断の結果が出たところで、耐震工事を行う予定となっております。

最後に、⑤今後、人口減少期を迎えるに際し、広域での共同処理の検討はとのご質問ですが、現在は、近隣市町村が集まってそのような検討は行っておりませんが、国も広域化を求めていることもあり、広域化については、検討する意味はあると考えておりますので、県及び近隣市町村と連携しながら検討を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） それでは、私から補足のご答弁を申し上げます。

塚田一男議員のご質問にお答えいたします。

小・中学校におけるいじめ及び不登校について、（１）いじめの現状はとのご質問です。

令和6年4月から令和7年1月までの学校からの定期報告によりますと、いじめの認知件数は小学校が延べ5件、中学校が1件であり、その主な内容は、個人から個人へのからかいや悪口等でございます。

（２）いじめに係る対策はとのご質問です。

町及び各学校で策定しておりますいじめ防止基本方針に基づきまして、各学校では、まず本人から相談ができる体制と保護者からも相談できる体制を整備しております。また、初期対応を重視し、重大化させないための学校職員間と教育委員会での密な情報共有や県が実施する研修等にも参加しております。

（３）不登校の定義と現状はとのご質問です。

文部科学省の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第2条第3項の就学が困難である状況を定める省令についての通知に基づきます調査においては、病気等を理由とするものを除きまして、1年度間に連続、または継続して30日以上欠席した児童・生徒を不登校として報告しております。

また、当町における不登校児童・生徒の現状ですが、令和6年4月から令和7年1月までの学校からの定期報告によりますと、小学校で延べ15人、中学校で延べ18人でございます。

(4) 不登校に係る対策はとのご質問です。

不登校に至るまでの経緯や背景は個々に様々でありますので、学校や支援関係者と町の教育指導主事や家庭児童相談員が密に連携を進めつつ、不登校児童・生徒に寄り添った個別の支援を行っております。

また、4月からは、不登校児童・生徒等の学校外の居場所として、町教育支援センターを開設し、安心して過ごしたり、学習できる環境整備の充実を図ってまいります。

続きまして、スポーツクラブのご質問についてもお答えいたします。

2、総合型地域スポーツクラブについて、(1) スポーツクラブの現状はとのご質問であります。2月末現在で会員数は96名、運営している教室は16教室あり、参加者は体験参加も含めて110名、指導者は13名となっております。

(2) 運営体制はとのご質問であります。理事は8名、幹事は2名で、事務局は生涯学習課が担当してございます。

(3) 加入クラブ員の負担の現状はとのご質問であります。入会金は中学生以下が2,000円、高校生以上が3,000円、65歳以上が2,500円で、スポーツ安全保険料もそこには含まれております。教室参加の会費は月額で月に2回参加する方は2,000円、3回以上参加する方は4,000円です。参加会費を年一括払いする場合には、1か月分無料の11か月分となりまして、家族で入会すると2人目が月額1,000円引き、3人目が半額の割引となっております。その他、大人向けの教室には回数券もあります。

例えば、小学生が月2回の教室に、毎月払いで1年間参加した場合の費用は、入会金2,000円と参加会費が月払いで計2万4,000円となるので、合計2万6,000円ということになります。

(4) スポーツ少年団との関わりはとのご質問であります。現在、町内にあるスポーツ少年団は、ジュニアバレーボールと山中陸上部インフィニティの2団体です。

スポーツクラブを運営する理事には、スポーツ少年団本部長が加わっており、一緒に地域住民の健康増進とスポーツ振興にご尽力をいただいております。

(5) 今後の取組予定はとのご質問であります。本クラブはスポーツ・文化教室の運営、部活動の地域移行の受皿にもなるクラブチームの運営、拠点施設の開設の3つを柱といたしまして、地域に根差したスポーツ活動の推進を目指してまいります。

今後は、部活動の地域移行などによるクラブチームの運営と拠点施設の開設に向けて、関係団体や関係部署と協議を進め、段階的に事業を拡大できるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（湯本晴彦君） 再質問を認めます。

塚田議員。

5 番（塚田一男君） それでは、再質問させていただきます。

1、小・中学校におけるいじめ及び不登校についてですが、（1）いじめの現状については、先ほど数値を報告いただきました。この数値について、令和4年、5年と比較での変動はありますか。その辺、細かいところがありますから変動が、増減あるということだけお聞きしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えさせていただきます。

いじめの現状につきましては、件数ということで令和4年度から申し上げたいと思います。令和4年度は小学校が78件、中学校が5件、令和5年度につきましては、小学校が22件、中学校が4件、令和6年度につきましては、先ほど答弁のとおりでございますが、小学校が5件、中学校が1件ということになります。

内容としましては、からかいですとか、軽くぶつかる程度のささいなものというようなこともありまして、学校からの報告に基づきまして集計したものでございます。年度間に差はありますが、ご容赦いただければと思います。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 件数が多い少ないの判断は学校からの報告等もありますし、件数であり、一概に増減の検証は難しいと私は考えます。

さて、関連としていじめの定義をお聞きます。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

現在、国の調査に基づきますと、基本的にはいじめ認知件数という調査になっておりまして、これは、いじめられたというふうに児童・生徒が感じた場合に、それは認知すべきものということですから報告をすると、そういう状況になってございます。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 国立教育政策研究所の小・中学校へのいじめ追跡調査では、仲間はずれ、無視、陰口された経験があるが9割、一方、またした経験があるのも9割あります。いじめは、心配されたくない、させたくない、仕返しが怖い、それからいじめを否定する心理が働く場合もあります。そのため、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処する必要があると考えますが、この点伺います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、いじめというのは、とかく大人から見えにくい、そういう状況が多いかと思います。ですので、ふだんからの子供と大人との信頼関係、特に教師、保護者と子供との信頼関係というものは欠かせないと考えており、ささいなことでも、子供たちが安心して相

談できる、そういう環境をつくっていくと、それを相談を受けたからには、早期にしっかり対応して、それが重大化しないようにしていくと、そこをしっかりと関係者とチームを組んで対応していくということが重要だと考えております。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） いじめは、ふざけた遊びを装ったりのケースもあると思います。ささいな差異を含めた現状把握をしていただくことをお願いします。

なお、ささいなケースも早く発見して認知することが重大事案への移行にも私は防止になると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、（２）いじめに係る対策についてお伺いします。まず、いじめ問題の危機管理について、どのようなポイントがあるのか、教育長にお伺いします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） いじめの危機管理、リスクマネジメントというような言い方もしますが、これは組織として教育委員会、学校、それぞれ組織としてどのような防止につながる体制をつくるかと、そういう環境整備がまず重要であると考えております。

そして、同時に先ほどのご答弁と重複いたしますが、子供との信頼関係を築き、一人ひとりの心情の変化なり、行動の変化にしっかりと早期に気づく、そういった人的な体制づくり、そういったもの、そういった両面からしっかりと、丁寧な対応を、環境をつくっていくということがまずは重要だと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） この危機管理サイクルについて、若干触れさせていただきますと、未然防止のリスクマネジメント、それから、他機関等の支援を受けて行う連携協同機能を持つクライシスマネジメント、それから、他校や過去に発生したことを自校でも起こり得るとの認識を基にする同様な案件発生を防ぐナレッジマネジメント、この３つが私ポイントだと思うんですが、これでよろしいでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 議員、おっしゃとおりでよろしいかと思います。

まずは、いじめが発生する前の段階の予防的なもの、そしていじめが発生してしまった場合、いじめの認知が行われた以降の、その児童・生徒本人に対するケアを含めたマネジメント、リスクマネジメント、そして最後には、ナレッジマネジメント、おっしゃっていただいたとおり、過去の事例等をしっかりと分析をして、それを次なる予防にしっかりとつなげていくという、そういった３段階のリスクマネジメントの体制づくりというものが重要だと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） この中で、まずいじめ問題のリスクマネジメントについて、このポイント

として、国の方針では、基本方針を入学時、各年度の開始時に児童・生徒、保護者等に説明するように求めています。

なお、学校は基本方針の策定と組織の設置にて、いじめ防止対策推進法第13条及び第15条にて図るようにとの規定があります。この国の方針に基づく町の取組概要をお聞きます。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

まず、国の法律に基づきまして、町及び教育委員会としては、平成28年3月に山ノ内町いじめ防止基本方針を定めております。

この中には、各学校でのいじめ対策等も細かに記載してございますが、この町の基本方針に基づきまして、各学校、小・中学校それぞれにおいて、学校のいじめ防止基本方針というものが既に定められておりまして、それに基づきまして、迅速な対応、また予防に関する日々の対策等を講じていくということが明記されてございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5番（塚田一男君） いじめの兆候を見逃さずに、問題の早期発見に努めるための把握のポイントとして、また、いじめ発見のきっかけは保護者からの情報提供が最も多い学校では16%、それから本人の訴えが19%、アンケートの訴えが51%などとなっています。これは、令和4年度文科省の調査結果です。この点について、教育長の見解をお聞きます。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃったとおり、実際にいじめの当事者からすると、なかなか大人に相談しにくいということがまず考えられます。そういった場合には、家庭において子供の変化に気づいた保護者がまずは迅速に学校と相談をしていただくことが大事だと思いますし、その保護者の方の訴えに基づいて丁寧に学校の教師が子供の様子を観察し、また聞き取り等を行うというような、そういったことも併せて重要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5番（塚田一男君） ちなみに、このアンケートは、やはりこれだけ多くの訴えがあるということは、やはり私は定期的に町内の小・中学校の対応も必要だと思います。その観点からあえてパーセントに触れさせていただきましたので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

いじめ認知における初期対応について、まず認知ですが、このポイントについてお聞きます。いじめの認知から始まって、被害者保護の最優先とか、手順があると思いますが、項目が何項目かあると思いますが、それについて伺います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

まず、その子供からいじめの訴えがあった場合、また、保護者等からの訴えがあった場合、それを速やかにまず学校の教職員の中で情報共有をするということが極めて重要であると思います。担任等が一人で抱えないということが重要でありまして、学校全体でももちろんプライバシーに関することでもありますので、そこは丁寧に情報管理をしながら、教員間でも情報共有をし、教育委員会もしっかり連携しながら、サポートしながら、まずは子供への心理的なケアということを最優先に進めるということが重要だと思います。

そうしないと、子供がやはり欠席をしてしまう、長期欠席に至るといような、重大化することが考えられますので、まずは子供の、当該児童・生徒の心のケアを最優先する。場合によっては、いじめをしている側の生徒への、もちろんケアも重要でございますし、その当該児童・生徒同士のトラブルに発展しないように、また保護者同士のトラブル等にも発展しないように、双方向に向けた丁寧なケアが重要だと考えております。

当面は、それで重大化しなければ、経過を見ながら、個々の子供のケアというところにも専念をする。それが初期対応が十分でなく、重大化してしまうということであれば、第三者委員会含め、しっかりと重大化に対する対応を教育委員会がリードをしてしっかり学校等と連携をして対応をしていくという、そういうような進め方ということを考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） いじめ問題の解決として、特に保護者との協働での脱いじめを成し遂げるなど、この点について重要なポイントがありましたらお聞きしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） これは、ふだんから保護者と学校、教職員との信頼関係をしっかり構築しておくということがまず欠かせないと思います。どうしても保護者としましては、学校での様子というのは見えにくいというのが日常的だと思います。

そういう中で、子供がいじめを訴えた場合に、まずはやっぱり保護者としては学校に対する不信感につながる危険性といえますか、可能性がございますので、日頃からコミュニケーションをしっかりと保護者と取りながら、意思の疎通を図る中で、共に子供を真ん中にして、子供の様子を情報共有をしていくというようなことがまず大前提として重要だと思います。そういういじめ認知が起こってしまった場合には、迅速にまず保護者と情報共有をしながら、子供への安心確保という心理的なケア、そこにしっかりと両者で関わっていくという、そういう環境づくりが重要だと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） いじめをなくすことは次の質問項目、不登校に密接に関係すると私は考えております。

なお、いじめ問題として、初期対応に問題があった場合、事態が深刻化することから、重大

事態に対する取組となります。ぜひとも適切な対応をとってもらいたいと思います。

次に、（３）不登校の定義と現状はですが、先ほど定義と件数は、現状については答弁いただきました。まず、不登校に係る対策について、不登校対応は、休み始めて最初の３日が勝負、これはある教育専門家が言われた言葉でもあります。この考えでよろしいでしょうか。伺います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

基本的に早期対応というものが重要であるということは、そのおっしゃるとおりだと思っております。３日が勝負というような言い方も確かに聞いたことはございますが、個々の児童・生徒の状況に応じて、そこはその子、その子の心情を優先した中での対応を図っていくことが重要だと思っております。

子供によっては、非常に疲れ果ててしまっているという状況もありますので、すぐに学校への復帰というようなことではなく、まずはしっかり安心して家庭なり、または第三の居場所なり、休んだりとか、本人がリラックスしてできる活動を行っていくということが重要だと思っております。

いずれにしても、個別の適切な対応ということに一番、注力しまして、一人ひとりにできるだけ早期に、二次被害等に及ばないように、子供への早期対応ということが重要だと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

５番（塚田一男君） 次に、不登校への視点について伺います。

不登校での休養の必要性、それから問題行動と判断しない、これは不登校児童・生徒への支援、それから児童・生徒の指導の一環だと私、考えます。この考えで間違いないでしょうか、伺います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） 基本的に不登校、いじめ等も含めまして、学校における児童・生徒対応というのは、指導も含めて考えてしかるべきことであるとは考えております。ただ、不登校の場合には、本当に先ほどもご答弁申し上げたのと重複しますが、個々によって背景や状況やまた原因等も本当に多種にわたっておりますので、そこは一概に決めつけないということも重要かと思っております。何よりも、子供が不安を抱えたりとか、安心できない状況であるということは共通しておりますので、まずは子供の安心感をしっかり保障するという環境づくりから不登校の対応についてはスタートすべきと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

５番（塚田一男君） それでは、次に多様な学びの場、通称COCOLOプランについてです。

これは無理して学校に行く必要はない、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策理解します。COCOLOプランの概要の主な取組として3点あります。この3点について教育長はどのようなものか、これから町教育委員会としての対応も含めて、この点をお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） ちょっと今手元にCOCOLOプランの資料がないので、ちょっと不正確なところがあるかもしれませんが、不登校の対応においては、まずその子が安心できる居場所をしっかりと確保するという、あとは、学校に通えないという時期もございますので、その学習の保障も含めて、その子がまた学校に戻りたいと思ったときに戻れるような環境づくりをすること、またあとは家庭も含めた、地域も含めたその子供を真ん中にした支援の環境づくりであったり、その子、その子に合わせた幅広い体験活動等の環境づくり、そういった地域との連携、保護者との連携、そういったことも重要だということで、私としては考えているところでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5番（塚田一男君） 不登校対策のCOCOLOプランですけれども、まず不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学ぶ環境を整える、2点目は、心の小さなSOSを見逃さず、チーム、学校で支援する。それから3点目は、学校の風土、見える化を通して、学校を皆が安心して学べる場にする、これが大きく概要版には書いてございます。

さて、運用面等について、教育支援センターがこれから正式開所されます。この教育支援センターの運用面等について、不登校児童・生徒に寄り添う具体的な対策としてどのように考えておられるか、概要で構いませんので、お聞きします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

町教育委員会がこのたび設置いたしました教育支援センターでございます。現在、昨年末からプレオープン的に準備を進めておりまして、この4月から正式オープンという運びで今、準備を進めているところです。実際には、今体験的に中学生、小学生等が少し来て、様子を見たりということもありますが、4月以降は、通所を希望する児童・生徒に個々に対応しながら、まずは見学をしていただき、その子が何をしたいのかということ丁寧に取りながら、その子、その子に合わせた活動のプログラムであったり、学習のプログラムといったことを丁寧に、子供と一緒につくっていきたいと考えております。

まずは、そういった個別の対応を中心に4月以降進めまして、あとは必要な環境整備であったり、人的な体制整備も徐々に拡充できればと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） いじめとの中でも触れさせていただきましたが、ぜひとも小さなＳＯＳを見逃さない対応は必要かと考えますのでお願いします。

この中で、学校風土の見える化、私もＣＯＣＯＬＯプランの概要で発言させていただきましたが、風土の見える化を介して学校をみんなが安心して学ぶ場所にすることがあります。これは、統合小学校にもつながる私は重要な課題だと考えております。学校が子供を引きつける力も関係していると考えます。見える化、みんなが安心して学べるへの取組について、教育長の考えをお聞きます。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） まず結論から申し上げますと、各学校がしっかり地域や保護者やまた、子供たち自身にも、その学校の基本方針であったり、日々の活動についてしっかり見える化を進めていくというのは、極めて重要だと考えております。既に山ノ内町の場合には、ＥＳＤの学習を中心に、かなり子供たちも地域との連携を深めておりますので、そういった点では、学校でどういうことをやっているのかということが、徐々に見える形になってきているかと思います。ふだんから子供たちの様子なども今後、学校の統合を踏まえまして、しっかり町民にも開かれた学校づくりということを大事に進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 次に、不登校の支援について、先ほども触れさせていただきましたが、休養の必要性、多様な学べる場などですが、学校が子供を育む力も関係すると考えます。これは、安全安心に過ごせ、自主性を尊重、誰もが自己存在感を充実、障害のある児童・生徒等への合理的な配慮が行き届いた学校、これが行きたいのに行けない児童・生徒の問題では重要だと思います。教育長はこの点についてどのようにお考えかお聞きます。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

様々な調査においても、日本の小・中・高校生の自己肯定感が国際的にも低いというようなことが言われて久しいわけですが、議員ご指摘のように、１日の中で一番長い時間、活動として過ごす学校においても、教師と児童・生徒との関係において、一人ひとりがしっかり認めもらえる、その子の存在を丁寧に受け止めてもらっている、寄り添ってもらっているという子供たちのそういう実感が得られる、環境づくりであったり、教師との関係づくり、人間関係づくりというものが本当に重要だと思います。なかなかこれ１クラス３０人、山ノ内町の場合には、それよりも小さい学校もありますが、１人の担任が、特に小学校の場合、全ての子供たちと同じ信頼関係を築くというのは難しい部分があります。それでも教師は、一人ひとりの個性や特性を受け止めながら、その子供の良さをしっかり見いだしていく、それによって子供たちが安心して、また自己肯定感が上がっていく、その日々の積み重ねが子供同士の信頼関係につながり、いじめがなくなっていくとか、また、やっぱり学校が安心できて楽しいと思える場に

なれば、学校から足が遠のく、そういった子供たちも減っていくと私としては考えているところでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 保護者と進める不登校からの脱却として、当然のこと不登校児童・生徒に係る支援の中に学業、進路、自立が大きな課題としてあると思います。これ点の対応について教育支援センターの取組の中でも含めて、どのように考えておられるかお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） ありがとうございます。お答えいたします。

教育支援センターは、基本的には一人ひとりの児童・生徒、個別に対応するのが基本でございますが、その児童・生徒の中に、やはりその学習の遅れ等によって学校に行きづらいという児童・生徒がいる場合には、その学習の支援ということも当然必要だと考えております。

また、中学生の場合には、進路という課題もございますので、そういったことも子供からしっかり希望を聞き取りながら、必要な学習支援があれば、それに必要なスタッフ等もしっかり整備した上で、支援をしていく、そういった点で保護者の方との家庭の様子などもお聞きしながら、しっかり連携を深めるということのも大事ですし、小学生、中学生、それぞれ個別に適した学習支援等を個別にしっかり丁寧に行っていくというのが基本方針と考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 不登校の脱却には、その他保護者との協同の必要性、保護者への支持、支援などがあります。町教育委員会として教育支援センターの正式開所を目前に、保護者との協同、この支援についてどのようにお考えなのかお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

基本的には、支援センターに来るのは児童・生徒本人でございますが、なかなかすぐに来られないという場合には、まず保護者の方との信頼関係づくりというところから入りたいと考えております。児童・生徒が通い始めても、しっかり家庭と一緒にあった子供を真ん中にした支援という点では、やはり教育支援センターと家庭、保護者との信頼関係が重要ですし、なかなか家庭、保護者の方にいろいろな課題がある場合等もございますので、そういった場合には、まず児童・生徒よりも、その保護者の方への支援ということもまた考える必要もあろうかと思っております。

そういったことも含めて、保護者、児童・生徒、一緒に教育支援センターとしては支援をさせていただければと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） それでは、不登校児童・生徒が利用されている施設、これは町外の民間含めての場合、そこに通っている子供さんの場合、これに対して例として通学交通費などの対応状況はあるのかどうか、この点について伺います。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えします。

現在のところは特に準備はしてございません。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 教育支援センターが正式に運用されます。これを機と申し上げてはちょっと語弊があるかもしれませんが、せっかくこのようなすばらしい施設を開所するわけですから、どうか、他の自治体に通っている子供たち、フリースクールを含めて、特例校も含めて、みんな同じだと思えます。どうかその辺はぜひとも教育委員会の中で検討いただきたいと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思えます。

さて、本定例会には山ノ内町こども基本条例が議案提案されております。第1条には目的、第4条には子供の権利が明記されております。教育支援センター運用開始はもとより、こども基本条例に基づく、私は不登校対策の充実・強化に大いに関係する関係だと思っております。大事な条例だと思って考えております。これに対する取組予定、それからそれに対する考え、条との整合性の考えについてお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

本議会において、山ノ内町こども基本条例を上程させていただいております。この基本条例につきまして、お認めいただきました暁には、教育委員会としましては、全ての保育園、小学校、中学校、また家庭、地域、全ての大人たちが、このこども基本条例に明記してある子供の基本的人権について、しっかり共通認識を持ち、またそれを具体的にそれぞれの関わりの中で、遵守をしていくという、そういった姿勢をしっかりと共有し、また周知できるように、まずはその周知のための取組からしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 分かりました。ぜひとも前向きな検討をお願いしたいと思えます。

次に、2、総合型地域スポーツクラブについて、（1）スポーツクラブの現状については答弁いただきました。（2）山ノ内スポーツクラブの運営体制についてですが、クラブはまちづくりと連動しているとの考えで、また、町のビジョンや課題解決との関係もあると伺っていますが、具体的な運営についてどのようにお考えなのかお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） お答えいたします。

運営体制ですけれども、事務局は生涯学習課スポーツ推進系の正規職員と地域おこし協力隊で担当しております。教室の運営では、会員の入会や脱会の管理、会費の徴収、指導者や会場の確保と調整、そのほか、中学校部活動の地域移行や拠点の整備に向けて業務を行っております。まちづくりとも当然関係する部分がありますので、そういったものにつきましては、関係課等とも連携する中で進めてまいりたいと考えます。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 町内の児童・生徒ではチーム編成ができない団体種目があります。この種目に対する支援をスポーツクラブとしてどのようにお考えなのか、お聞きします。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） 支援ですけれども、その前に、地域移行的なものができているクラブについてお話ししたいと思います。

ソフトボールにつきましては、地域クラブに移行し、1人が参加、女子バレーボールは町内の地域クラブに移行しまして、7名が参加、この地域クラブには近隣の複数の中学校の生徒さんも参加しております。野球は中野平中学校などの合同チームで活動し、4名が参加、令和7年度から地域クラブへの移行を予定と聞いております。男子バレーボールは南宮中学校を拠点とした地域部活動として2名が参加、男子バスケットボールはスポーツ協会のバスケットボールクラブの活動の一部として13名が参加、陸上はスポーツ少年団としての活動で4名が参加、令和7年の夏の大会以降、中高地域の地域クラブとして立ち上がるという話もあるようです。

既に地域移行が済んでいるクラブ等もあります。そういったものも含めて、町でできることについてはやっていきたいと考えております。

運営、財政支援としまして、中学校では活動場所の提供、中学校スポーツ・文化活動後援会の予算から活動に支援していくとお聞きしております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） この参画する種目は支援し、この種目は支援しないということのないように、スポーツクラブの中でもしっかり参画する団体、参画以外の団体についてもその辺の意向を確認しながらぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

次に、スポーツに取り組むクラブの中には海外遠征などの活動もありますが、この対応について、山ノ内スポーツクラブとしてどのような施策を考えておられるのか、この点をお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） お答えいたします。

山ノ内スポーツクラブの事業中では、先ほどからありますスポーツ・文化教室の関係、それと部活動の地域移行、また拠点の整備といったこの3つの柱をメインとして行われております。現段階でのスポーツクラブの事業計画の中では、海外支援といったものは特段用意してござい

ませんが、こども未来課で行っています海外遠征への支援、こういったものについて連携できるかどうかというのは検討する必要があるのかなと考えます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 海外遠征、海外の大会等の関係も両方係ります。それからスポーツ以外にも文化活動もあるわけです。ぜひともこれは、子供を育てる、この町からすばらしい、例えばスポーツ選手、例えば文化活動の方、これを育てるために、私は重要と考えます。今後の関係においても、この点はスポーツクラブとしてもしっかり考えていただく、検討の余地はあるかと思いますので、ぜひともその辺は検討いただきたいと思います。

次に、（５）スポーツ少年団との関わりはについてですけれども、スポーツ少年団は町スポーツ協会に参画する団体と理解しています。この理解でよろしいでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） 町のスポーツ協会の参加団体ということで間違いございません。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 方針の関係ですけれども、スポーツ少年団は、国の方針として総合型地域スポーツクラブに移行する、その方針だという、私はちょっと一部お聞きしたことがあるんですが、この方針で間違いはないんでしょうか。確認のためお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（田村清志君） お答えいたします。

ご承知のとおり、スポーツをする機会の減少ですとか、あと少子高齢化、そういったことによりまして、国のほうではスポーツをする場がなくなってしまうという問題解決のために、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携について検討しておりますので、その動向についても注視してまいりたいと考えます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 私がこの（５）を取り上げた経緯は、やっぱりスポーツ少年団はスポーツ少年団であると、旧体育協会、現在はスポーツ協会ですけれども、やはり理念があると思うんです。また総合型地域スポーツクラブは、またその理念があると思います。おのおのその理念のある中で、やっぱり整合できれば整合し、また統合できるなら統合の検討もこれからは当然必要かと思いますが、丁寧な取組をお願いしたいと思います。

次に、（５）今後の取組予定はですが、先ほど発言させていただいたとおり、町のビジョンや課題解決とも関係することから、町スポーツクラブ理事長に就任されている町長にこの点について伺います。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） お答えします。

今後の取組予定に関しましては、当初からお話ししていますように、3つの柱である今、現状行っているスポーツ教室をしっかりと拡充していくということと、部活動の地域移行に伴うサポート、クラブ活動をしっかりとやっていくということと、最終的にはスポーツ施設の運営ということで、現状、町民が気軽に体を動かせるようなフィットネスなどの施設を将来的には運営管理しながら経営していくということを想定しております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5番（塚田一男君） 総合型地域スポーツクラブ、山ノ内のスポーツクラブですけれども、準備段階から様々な課題をクリアして発足にたどり着いた山ノ内スポーツクラブです。スポーツに取り組む町民がこれでよかったと感じていただけるクラブを目指して、ぜひとも前向きな取組、検討をお願いしたいと思います。

次に、3、上水道及び下水道について、まず、（1）②水質検査の結果と数値はP F A S対策を含むがありますが、水質検査について先ほど答弁いただきました。この中で、町の簡易水道が何件かあると思いますが、簡易水道の中で、町が関係する北部簡易水道、これは町が関係すると解してよろしいでしょうか、お聞きします。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

北部簡易水道につきましては、町の管理ということで、そのとおりであります。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5番（塚田一男君） 冒頭答弁いただきましたけれども、この北部簡易水道の検査についても取り組まれているのでしょうか、それについて確認のためお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

北部簡易水道につきましても、水質検査の対象の施設になっていますので、竜王等の水源、また処理場も含めまして、水質検査は基準どおり行っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5番（塚田一男君） 水質検査の中で、P F A Sに関わる検査については、国の指示等に基づきますので、現在、また費用面から対応されているのはある程度分かります。どこまで対応されている、P F A Sというのは、1回検査するのにどれくらいの費用がかかるんでしょうか、お伺いします。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） P F A Sにつきましては、水質検査の今、項目50項目あるんですが、その中には含まれておりません。国の指示がありまして、去年、おととしと任意で検査しております。その結果が不検出となっております。

1 か所当たり 3 万 5,000 円ほど予算はかかります。水源とすると 17 か所ありますので、結構な金額になるということです。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） この水質について、町議会報告会において質問がありました。町の水道は安全なのか、安全ならその旨、広報すべきではないかという意見です。町としてこの広報対応についてどのように考えておられるのかお聞きします。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） 先ほどもお答えしましたように、今、水質検査の義務にはなっておりませんので、そういったことで特にお答えはしていませんが、国のほうのホームページでは、そういったことで全国の市町村につきまして公表しております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） P F A S を含めた、あるいは P F A S 以外のことでもいいですので、町の水道が安全だという、やはり広報してほしいという町民の要望がある限りはまた広報紙等で周知啓発していただきたいと思います。

（2）下水道について伺います。管路の点検取組状況はですが、先ほど答弁いただきました。そこで提案ですが、人口衛生画像や人工知能 A I を活用しての点検方法の検討はできないでしょうか、伺います。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） お答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたが、現在のところは基本、目視で職員がマンホールの中に入って、かっぱ着て、汚水を浴びながら懐中電灯で照らして目視しているというところがあります。それで、ちょっと怪しいところにつきましては、カメラを入れて調査するということになっておりますので、今のところそういったことで済んでおりますが、科学技術を入れていくのも一つの参考意見として承ります。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） それは私のあくまで提案でございますので、受けていただいて、今後検討できれば検討していただければそれで構いませんのでお願いいたします。

次に、④水質浄化センターの耐震性能、これは先ほど答弁いただいて建物については耐震診断結果で安全だということだと思います。俗にバックショウについて、今現在、耐震診断中という解釈でよろしいでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） はい、そのとおりでよろしいです。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） その耐震診断結果が今年度、7 年度には出るでしょうかを伺います。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） こちらの診断結果に基づきまして、来年以降、ストックマネジメント事業、国の補助事業ですが、そちらを入れて対処していくとなっております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） それでは、⑤今後、人口減少期を迎えるに際し、広域での共同処理の検討はについてですが、独立採算を原則とする下水道事業の 8 割は運営費を賄えない原価割れの状態であるという報道もあります。この考えでよろしいでしょうか。まず確認のため伺います。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（高木和彦君） 現状的には、町の繰入金等を入れてやっているというのが実情であります。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 塚田議員。

5 番（塚田一男君） 運用開始からの年数経過もあります。管路を含めた施設老朽化の問題もあります。私は、広域での共同処理、これいづれ避けて通れないものと理解します。この点について、町村会等において、また近隣自治体との首長協議においての協議課題として考えてはとありますが、町長の考えをお聞きし、時間は若干ありますが、私の質問を終わります。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、現状今のどこかの自治体と広域でやることを話しているわけではございませんが、広域連合などの広域の組織もありますので、その辺は今後、地方自治体としてどういうことをしなければいけないかということをししっかりと検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 5 番 塚田一男議員の質問を終わります。

ここで、議場整理のため午後 2 時 15 分まで休憩とします。

（休 憩）（午後 2 時 0 6 分）

（再 開）（午後 2 時 1 5 分）

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（湯本晴彦君） 10 番 渡辺正男議員の質問を認めます。

10 番 渡辺正男議員、登壇。

（10 番 渡辺正男君登壇）

10 番（渡辺正男君） それでは、通告に従って一般質問を行います。今、遠くノルウェーの

トロンハイムというところで、ノルディックスキーの世界選手権が行われております。当町からは、馬場直人選手が日本代表で3大会連続出場ということで頑張ってくれています。土曜日の夜に行われたスキーアスロン、前半はクラシカルで後半がフリーという20キロ競技なんですが、それで15位に入ったということで、大変喜ばしいことだなと思いますし、3回大会出ている中で、スキーアスロンについては一番上位、過去最高の順位を記録したということでもあります。

まだ出場する種目は残っていますが、一番私が今回期待しているのは、8日に行われる50キロフリー走法の結果を期待しているんです。距離が長くなれば長くなるほど選手は力を発揮してくれます。そして、フリー走法が得意なんで、前回大会では12位という成績でした。そのときはクラシカルだったんですけども、今回はフリー走法ということで、10位以内の上位入賞というのをちょっと期待したいなと思います。

遠く離れたところで頑張ってくれている選手たち、そっからも本当に励まされながら、町民もまた応援をしっかりとやりながら、馬場選手に届くようにということでやっております。良い結果が出るように期待したいと思います。

それでは、通告に従って読み上げさせていただきます。

1 番、こども基本条例制定の目的と理念は。

- (1) なぜ条例制定が必要なのか。
- (2) 子供の権利をどう規定するか。
- (3) 子供、保護者、町の役割は。
- (4) 子供の最善の利益の判断は。
- (5) 子供の意見を聞く機会をどう設けるか。

①小学校統合に関して。

②総合型地域スポーツクラブに関して。

③部活動の地域移行に関して。

2 番、町制70周年記念事業にどう取り組むか。

- (1) どんな事業を計画しているか。
- (2) 予算は幾ら見込んでいるか。
- (3) つけ麺誕生70周年、町出身のラーメン職人たちの偉業を学ぶイベントをどう考えるか。

3、新経済振興課とまちづくり観光局の役割分担をどうするか。

- (1) 観光局との支出、負担のルールは。
- (2) 派遣職員など職員体制は。
- (3) 観光局事務局長公募は町の考えか。

以上です。

再質問は、質問席で行わさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） 答弁を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) では、渡辺正男議員のご質問にお答えします。

1 のこども基本条例制定の目的と理念について5点のご質問ですが、児童の権利に関する条約及びこども基本法の考えに基づき、子供は権利の主体であるという認識を全ての町民が共有し、子供が誰1人取り残されることなく健やかに育ち学び、心身の状況や置かれた環境等にかかわらず、等しく権利が守られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる安全で安心なまちの実現に、地域社会全体で取り組むことを目的とし、子供の権利や子育ての支援に関する基本理念を示した理念条例として制定したく、本議会に提案させていただいているところです。詳細につきましては、教育長から答弁をさせます。

続きまして、大きな2の町制70周年記念事業にどう取り組むかについて3点ご質問ですが、1点目のどんな事業を計画しているのかにつきまして、町が主体となって実質記念事業の具体的な内容は現在検討中ですが、町内の団体等が主体的に企画、実施する記念事業に対し、経費の一部を助成する補助事業などを予定しております。

2点目の予算は幾ら見込んでいるかについてですが、各種記念事業で使用する啓発関連物品などの制作や、記念事業の企画運営に係る委託費関連イベントを開催する場合の補助費を合わせて、当初予算では計280万円を計上しております。

(3) のつけ麺誕生70周年、町出身のラーメン職人たちの偉業を学ぶイベントをどう考えるかのご質問ですが、戦後間もない頃、そば屋の見習いとして山口の出身の5人の若者が上京して、共同経営にて丸長を開業し、長の字は長野の長いから屋号が名づけられ、後に皆さん独立されますが、そのお一人のお弟子さんであった方が、つけ麺のパイオニア山岸一雄さん。東池袋大勝軒とお聞きしております。

つけ麺は、昭和30年、1955年に考案されており、平穏村、穂波村、夜間瀬村が合併して山ノ内町町制が新しく施行した同い年ということで感慨深いものと感じております。

山ノ内町出身の皆さん5人で発足された丸長のれん会も、現在も活動を続けていらっしゃるということです。偉業と功績を紹介するイベント等、関係者から打診があれば後援するなどを検討させていただきたいと思っております。

大きな質問3の新経済振興課とまちづくり観光局の役割分担をどうするかのご質問で、(1) 観光局との支出、負担ルールは、(2) 派遣職員など職員体制は、(3) 観光局事務局長公募は町の考えかの3点のご質問ですが、町と観光局との活動支援補助金につきましては、町の産業振興を図るための事業及び地域経済の形成と発展を寄与する活動を支援することから、要綱を定めて補助し、事業実績により補助金として交付しております。

また、負担金につきましては、観光振興事業の取組として、事業実施の内容及び費用等を整理し、事業実施に係る費用を負担するものとしております。まちづくり観光局には、道の駅や楓の湯、インフォメーションセンターなど運営している施設で、可能な限り売上げを伸ばし、

観光局自身でしっかりと稼げる組織にしたいと思っております。そして、将来的に町からの費用負担を減らすことを目標としたいと思っております。

(2) 派遣職員体制については、現在、昨年4月1日から職員6名を配置し、運営に関わっております。今後、職員派遣については、縮減していく方向です。

(3) 観光局事務局長公募は町の考え方とのご質問ですが、観光局の理事長である私の判断によるところによります。観光振興の専門知識、経験、そして稼げる組織をつくるためにも、民間からの採用が必要であると判断し、公募を開始したところです。

以上となります。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） それでは、渡辺議員からのご質問に、私からもご答弁申し上げます。

大きい1、こども基本条例制定の目的と理念は。(1) なぜ条例制定が必要なのかとのご質問ですが、これまで当町はESDをはじめ、一人ひとりの多様性を大切に、地域ぐるみで子供たちを守り育てるまちづくりを進めてきております。

しかしながら、そうした事業や計画には、法的な拘束力はございません。これに対して条例は、町にとって基本となる法であり、子供政策の法的根拠となるとともに、行政や町民等に対して法的拘束力を持つため、条例に規定されたことはぶれることなく、将来にわたって継続されることとなります。

基本的な人権尊重は、子供を含む全ての町民に等しく保障されるべきことであり、そうした本質的かつ重要な事柄については、国や県も法令で定めているように、山ノ内町においても、全ての子供が生まれたときから権利の主体として尊重され、幸せに健全に育つことを目指し、子供の最善の利益を尊重する指針となる理念条例として制定しようとするものです。

(2) 子供の権利をどう規定するかとのご質問ですが、上程させていただいております条例案は、国際法である子どもの権利条約とこども基本法で示されている子供の権利を遵守する内容であり、第4条第1項で、子供には大切な権利が保障されていることを定めております。

第2項では、児童の権利に関する条約に定められている子供の権利を子供に関わる全ての大人が尊重することを定めています。

児童の権利に関する条約には、子供の権利や保護について多くの規定がありますが、ユニセフや他の先行自治体での分類を参考に、当町として生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利にまとめてございます。

(3) 子供、保護者、町の役割はとのご質問ですが、子供の役割に関しては、当町の条例案では、子供の権利を尊重し子供の最善の利益を追求するのは大人の役割であるという認識から、大人や町が取り組むべき役割を明確に定めることを主眼とし、子供たちに何かしらの役割を求めることはあえて記載してございません。保護者の役割は、第6条に定めており、保護者が家庭が子供にとって居心地のよい場所となるよう努めることや、子供が愛情を受け、守られ、大切にされているという安心感に包まれ、自己肯定感を育むことができるよう努める役割がある

ことを示しております。町の役割は、第5条に定めており、子供にとって安全で安心な町であるために、第1号から第5号の施策に取り組むものとしております。

(4) 子供の最善の利益の判断はとのご質問ですが、子供の最善の利益とは、子供に関係することを決めるときに、子供にとって最もよいこととは何かを考えることであり、こども基本法に規定されているとおり、当事者である子供の意見を聞き、丁寧に対話しながら検討を進めることが大切であります。

ただ、これは、今時点で子供自身が望むことのみとは限らず、将来的な視点も含め、その子供がよりよく育つために必要な子供の最善の利益とは何かを常に大人が社会全体で考え取り組む必要があると考えております。

(5) 子供の意見を聞く機会をどう設けるのかの①から③のご質問についてですが、令和6年度においては、山ノ内中学校の生徒によるまちづくりこども委員会を3回開催し、町の子育て施策や第三期山ノ内町子ども・子育て支援事業計画、こども基本条例、小学校の統廃合について、それぞれ意見を聞く機会を設けさせていただきました。

今後、学校統合については、検討会議の中にこども部会を設ける予定でありまして、スポーツクラブや部活動の地域移行についても、他の子供に関する施策同様に、まちづくりこども委員会をはじめとする可能な形で、子供の意見を聞く機会をできる限り柔軟に設けていきたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 再質問を認めます。

10番 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） では、順番をお願いいたします。

1番なんですけど、この条例に、こどもという文字、平仮名なんですけど、いろんな自治体の表記なんですけれども、ここだけ漢字の子供を使った条例があったり、当町の場合は平仮名なんですけど、これは意識的にこの平仮名のこどもを使っているんでしょうか、その辺お願いします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

こども基本条例のもととなっております国のこども基本法においても、こどものこは平仮名表記に統一してございます。また、こども基本法においては、子供の定義も年齢で区切ることがないというようなことを明記してございますので、そういった幅広い観点から、町の条例においても、こども基本法に倣ってこは平仮名表記に統一いたしました。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 一般的に、この平仮名こどもの場合の定義というのが、心身の発達の過程にあるものというのは、先ほど教育長から答弁ありましたように、年齢で区切らないという考え方、文部科学省の推奨がこの平仮名こどもということだと私も理解しております。

それで、当町と同様のこの子供の権利を定めた条例、名前はそれぞれ違うかもしれませんが、同様の条例設置している自治体、例えば全国でも県内でもいいんですが、その辺の動向というか、把握してらおられる範囲で教えていただければと思います。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

現在、基礎自治体において、子供の権利に関する条例を制定しているもの、様々ちょっと形は多様であるんですが、まだ100にも満たない状況であると承知しております。多くは、今回のこども基本法が制定される以前に条例化されているものが多いので、その場合には、子どもの子は漢字、これは国際法である子供、児童の権利に関する条約、子どもの権利条約の子が、日本で訳された場合に漢字になっているというところがもともとになっていると考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） それで、私もこの条例は、去年ですか、この子どもの権利条例について制定の考えがないかという質問をさせていただいたときに、教育長から今年度中につくるという答弁をいただいた。私もこの件についてはしっかりと定めるべきだと考えていたので、ただ、今回これが議案になるまで、全員協議会やいろんなところで我々議会には説明がなく来てしまったことについて、大変残念に思っております。

ホームページで、それぞれの逐条解説というのが載っていて、それもくまなく見させていただいたんですが、大分この逐条解説のところからかなり変更があったように、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、子供の役割が削除されています。この子供の役割については、この逐条解説の中では、第1案、第2案って2つ案まで出してあるんですよね。ところが両方とも消えて、子供の役割は明記しないということになったんですが、その辺のいきさつについてお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今回、審議会3回、都合3回開催して、その前後も教育委員会での、定例会での協議も含めて、条例案を作成させていただいたという経緯で、その間、全員協議会においてもご説明すればよかったと個人的には思うところもございしますが、ちょっと十分な説明が足りなかったとすれば、大変申し訳ございません。

今、ご質問いただきました子供の役割について、どのような協議がなされたか、審議がなされたかということでございしますが、多くの先行自治体においては、やはり子供の役割ということを明記している条例が多いと承知しております。

例えば、子供もこの条例をしっかりと推進するために何かしらの役割を果たしてほしい、果たすべきだというような義務的な表現も含めて、書かれているものが多いかと思いますが、今回、この部分は、この審議会でも重要な議論のポイントになっておりまして、山ノ内町においては、

まずやはり子供の基本的人権を尊重し守るのは大人の役割であると。その覚悟や決意をしっかりと示すということが最優先であるというところから、そこを特に強調しようという議論がまずありました。

それとあわせて、子供において、子供に何かをやらせる、基本的人権というのは義務と権利が対になっているということではなく、もう自然権として、子供にはもう全て生まれたときから、生まれる前から、基本的人権がもう備わっている、保障されているというのが大前提でございます。何かをやらせるというようなことが逆にその義務を果たさなければ権利が保障されないという誤解を生むのではないかという議論もございまして、そういう誤解を避けるという意味で、今回はあえて子供の役割という条項を入れなかったということでございます。

ですので、他の自治体の条例と比較した場合、山ノ内町のこのこども基本条例のその部分が、逆に言えば特徴、特色と言えるか、私としても考えているところでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） よく分かりました。

それと、子供の権利について第4条2項の4号ですか。参加する権利、子供には、ほかの人の権利も大切しながらというその文言が削られています。子供には、ほかの人の権利も大切にしながら自分の意見を自由に表し、様々な活動に参加する権利があるということで、ほかの人の権利を大切しながらというのが議案から削られています。

ここのいきさつについてお願いします。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

そこも審議会の中では重要な議論のポイントになりました。子供にとっても、当然自分の権利を主張する場合には、他の人の権利というものを侵害してはいけないというのは、これは当然のことでございますので、1つはそれはもう大前提、当然のことであるということをもって、あえて文言に入れていないという考えもございまして、まずは、先ほどの答弁とも重複しますが、子供一人ひとりの権利、基本的人権というものをしっかり大人が守ると。ですので、他者との権利との兼ね合いにつきましても、そこは大人がしっかり子供と一緒に学んだり、理解を深めていくというその過程の中で、子供たちにも体験的に学んでほしいと考えており、そこんところを文言化するというのが、先ほど申し上げたように義務的に捉えられてしまうというようなところで、逆に何か誤解として、その子供の基本的人権を制約するようなことになってはいけないというその考えは基本的に同じでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） それで、このところに出てくる自分の意見を自由に表しという意見表明権ということで、一番大事な権であって、私も考えています。

これが、新潟市の子ども・子育て条例ですかね……じゃないな、新潟市の子ども条例ですね、の中では、先ほど教育長言ったとおり、その法律ができる前なので、漢字の子どもの条例になっていますけれども、ここではあえて、この意見という言葉を使い換えているんですよね、思いや願いという表現に。意見というのは、一般的に言うと、ちゃんと表現できて意見として提案できるそういう意見のことになっちゃいがちなので、新潟の場合は、言葉、行動、身体症状などによって評される欲求、意見、考え、または感情などを言うんだけれども、言葉を発することのできない乳幼児、何らかの障害により自分の気持ちを伝えにくい子供、外国籍の子供などが、しぐさや表情、態度、行動などで表す訴えも含みます。この思い、願いという、ね。それで、あえて意見じゃなくて、思い、願いとしたんです。

こうした用語の使い方、どうお考えになりますか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今、議員がご説明いただいた新潟市の条例でしょうか。それにおいて、そのように丁寧に、様々な場面を想定した表現にしているというのは、これは1つ丁寧なやり方だなと思います。

ただ、今回、山ノ内町のこども基本条例は、できるだけ、まずはシンプルな理念条例にしようというところから審議をスタートしていただいたということもありまして、自分の意見を自由に表しという、表しということについては、国際法の子どもの権利条約に記されている意見表明権というものをシンプルに引用していると、私自身も理解をしているところでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 第6条にある、保護者は、こどもの育ちと学びに第一義的な責任を持つという表現があります。教育基本法が改正をされて、安倍政権のときだと思いますが、この中でも、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであってという文言があります。

先ほどのこども基本条約、子どもの権利条約の中にも、プライマリーレスポンスアビリティという一義的とかファーストというのかな、そういう意味合いで使われてはいるんです。ただ、教育基本法に明記されたのは、2006年ですね。それまでは、家庭教育というのはそんなにしっかりと記述されてなかったんですが、何ていうんですかね、親学というか、親はこうあるべき、家庭はこうあるべきというような道德感とか価値観を結構押しつけるような教育基本法になったと、私認識しています。

それで、子供の教育について、第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとか、自立心を育成しとか、郷土愛だとか、いろんなそういうことまで明記するようになって、家庭教育支援法なんていう法案が出て、結局は取下げみたいになりましたが、その辺の教育基本法でうたっているこういう家庭の在り方みたいな像と、今回の子供の

当町の条例の中での親の責任というか、第一義的責任を有しというその辺の意味合いとか解釈、その辺の違いをちょっと教えてください。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

ただいま議員がお話いただいたような、例えば親学であつたりとか、そのあたりのかつての政治的な部分も含めての経緯というのは、私も若干承知しているところでございます。

今回、この第6条の育ちと学びに第一義的な責任を持ちというのは、この条例の、山ノ内町のこの基本条例の思いとしては、やはり、子供にとって家庭が一番安心、まずは安心できる場であってほしいというそういう純粋な思いを第一義的な責任というふうに1つは込めているものでございます。

決して、家庭はこうあるべきとか、親はこうあるべきとかというそういう道徳的なものを何か説くようなそういった考えというものが、ここに含まれているということではございません。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） それと、一番引っかかったのが、この子供の最善の利益の判断なんですが、子供の意見を聞きながら検討を進めることは大切ではありますが、この逐条解説のどこからですけれども、先ほど教育長の答弁にもありました子供にとって最もよいこととは、必ずしも現時点で子供自身が望むことのみとは限らずというこれが、例えば、子供にとって良いことが子供が思っている現時点の要求が正しいと限らないって、そういうことを言っているんだと思います。将来的な視点も含めて、大人が判断するということなのかなと思いますが、ただ、その子供の意見は聞いても、必ずしも施策に反映しなくてもいいんだみたいなそういう逃げ道というか逃げ口上に使われないかというのは、ちょっと危惧するんです。

その辺、どんな考えでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

議員がご指摘のような懸念というのは、十分この審議会の中でも議論に出てきたところでございます。ですので、本当に子供の権利というものをしっかり大人が覚悟を持って保障するという観点では、まずは今を生きている子供たちの思いや考えや様々な信条、言葉にならないものも含めて、しっかり受け止めていくということがもう大前提であります。ただ、その場合、もう一つの議論としてありましたのは、例えば、身体を害してしまうようなこと、たばこ、飲酒等ですね。それが、子供が例えば、いや試してみたい、チャレンジしてみたいとなったときに、さすがにそこまでは許容できないだろうというような議論も含めて、将来的に、健康に成長できるというための最善の利益というものは何なのかということをお子供と一緒に考えていく中で、1つの大人からのアドバイスのようなことも必要ではないかということでございます。

決して大人の価値観を押しつけたり、大人のいろんな観念に子供を枠づけるとそういうよう

なことではないというところは、丁寧に理解を進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） それでは、子供の意見を聞く機会について、先ほど、山ノ内町まちづくり子ども会議ですか、その会議というのはどんなもので、どんなふうに構成されて、どんなものなんだか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えします。

本年度、初めて、まちづくりこども委員会ということでつくらせていただきまして、この内容につきましては、当初中学校に相談かけまして、中学生の皆さんに公募というような形をお願いしたところでございますけれども、ちょっと募集の期間も短かったり、周知がさほどよくなかったというようなこともありまして、1名の公募の方のみでありました。

その後、中学校とも相談する中で、代議員の皆さんに出ていただいてということで、各組から2名ずつの12人プラス公募の委員が1名加わって13名で、本年度につきましては、議論をしていただいております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 当然このこども基本条例についても、この委員会で子供たちの意見を聴取しているということですね。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えします。

本年度につきましては、3回行わせていただいております。1回目のときには、子育て施策等につきましては、計画に反映させるためのこちらからの説明を町の施策を説明させていただきました。

2回目につきましては、ワークショップというようなことで、子供さん方から今思っていることにつきまして、意見聴取を行わせていただいております。

最後3回目になりますけれども、子供子育ての支援事業計画をお示しさせていただいて、意見をいただいたり、あわせまして子ども条例の関係、また、学校統合につきましても意見をいただいたという経過でございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） その会議の、何ていうんだろう、議事録というんですかね、そういうものは公開はされないんですか。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） 今回のところは、特別公開はしてございません。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） これからこども部会設けてというのは、先ほど答弁ありました。

これは、議事録的なものを、てんまつ書みたいなことかもしれないですけども、要約筆記でもそんな形で公表はする予定で、前提で考えておられますか。

議長（湯本晴彦君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） 今議員おっしゃった統合の關係のこども部会という理解だと思いますが、こちらのほうは公開する形で考えておりますが、やはり子供さんの意見等につきましては、配慮する形で公表を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） この条例制定された、議決して設定というか、可決された後ですね、当然4月1日からということで、このことについて、町民の皆さんや子供たちに道交法81項4号では、ホームページや広報などで情報発信、子供の件について、自身や大人に対して分かりやすく広めていけるよう努めますとありますが、子供向けの例えばパンフレット、小学生向け、中学生向け、大人向けの紹介パンフとか、あるいはポスター、それから紹介動画みたいなそんな周知啓発、どんなふうに取り組んでいきますでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、学校現場等からも子供向けのガイドブック、パンフレット等も作ってほしいという要望も既に頂いておりますので、今回このこども基本条例というのは、大人が理解していればいいというものではなく、子供自身がしっかり理解していないとその権利の行使がしにくいということが前提としてございます。しっかり子供たちに分かりやすい説明のツールであったり、そういう直接対話する場というものをしっかり時間をかけてつくってきたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） これからも子供たちの意見をしっかり聞いて、例えば委員会があるから、そこで委員の皆さんには説明をして、意見を聞きましたということで、変な言い方するとアリバイづくりみたいにならないように、なるだけ大勢の子供たちから意見を、意見、先ほど、思い、願いという言葉も言いましたが、それをちゃんと反映できるような、施策に反映できるような努力を今後もしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

それでは、2番の町制70周年記念事業に取組まず、どう取り組むかというところですが、この前回、前々回ですか、中学生の夢見る討論会で、大人と子供が一緒になってやる総合文化祭

はどうかという、素晴らしい子供たちからの提案があって、これはせっかくそういう素晴らしいアイデア、意見を頂いて、これ具体化させないのはもったいないと思うんで、前向きな答弁をきっと町長からも教育長からもいただいたんです。このイベントを70周年記念の事業として改正できないかということなんですが、これは、これまで検討はされてきた経緯っていうのはあるんでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 竹内教育長。

教育長（竹内延彦君） それでは、私のほうから、ご質問のことについてお答えいたします。

昨年のその中学校でのまちづくり討論会で、私もその場におりましたが、女子生徒たちから提案のありました子供と大人での合同文化祭の提案、大変私も感銘を受けまして、その後も学校とは情報共有をしておりまして、先日もその提案をしていただいた生徒の皆さんと直接お話をいたしました。皆さんがもう3年生で卒業して、それぞれ高校も進路が決まっているという状況であるけれども、ぜひ今後、町としても応援したいので、これを実現に向けて協力してもらえないかというお話をしたところ、皆さんぜひ一緒にやりたいと、卒業しても実行委員会という形で可能な限り自分たちも参加して、形、実現に向けて一緒にやってみたいという力強いお返事をいただいております。

具体的には、進路が決まって4月以降に、実行委員会をどういう形で開催するかということをも改めて相談しましょうというところで、今回はそこまでお話が進んでいるところでございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 70周年記念事業については、先ほどの委託料とか、負担金、補助金の関係で、合計280万、当初予算組んでありますが、町が主体で行う記念イベントというのはないんでしょうかね。

それと、今後いろんな話が出てきた場合に補正予算をつける、そんな覚悟もあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 現在、町主体で何をするかというのは検討中というところで、想定以上に当初予算が膨らんだもので、やりたいことも今現状ですと予算をつけれないという状況ですので、その中で、我々の中でやりくりどうできるかということを検討しております。

よつぽど、補正をつけてまで補助しなければいけないようなことが出てきたり、何か主体でやったほうがいいのかというようなことが出てきたら補正という話になると思いますが、現状、今のところ考えてはおりません。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 先ほど町長から、町から5人のラーメン職人、そば職人が東京に行って

という話していただきました。今月の12日に発売になる「ラーメンの神様が泣き虫だった僕に教えてくれたなによりも大切なこと「お茶の水、大勝軒」田内川真介の変えない勇気」、ちょっと長いタイトルですが、北尾トロさんという著述業の方が書かれた本なんです、この中に田内川真介さんというのは、今、町のつなぎ人になっている山ノ内大勝軒の社長ですけれども、この本が発行される中で、先ほど1955年で話がありました昭和30年ですが、1955年4月1日というのが、まさにこの山ノ内が合併して町制をスタートした日にちであります。この大勝軒の山岸一雄さんが、特製もりそばという名前で、正式なメニューとして発売を始めたのもこの1955年4月1日ということで、つけ麺の歴史とこの町の歴史というのは、本当に、ともに70年なんですね。皆さんにはご存じない方が大勢いたりするので、若干紹介します。大勝軒があれだけのチェーン店や有名になって、山岸一雄さん、ラーメンの神様なんて言われるようになりました。

その後、丸長のれん会は、脈々とまだ続いておりまして、2代目、3代目が、その丸長のれんを守っていたり、大勝軒や、別の名前になっていますが、それから、この町出身のラーメン屋さんたちのグループというのが、生駒グループってのもあるんですよ。丸長のグループと生駒のグループというのは、本当に東京ラーメン専門の、東京ラーメンの食文化を築いた2大勢力なんです。その皆さんが、みんな山ノ内町出身で、こちらに血縁、地縁を持った人たちであります。そういったことも、町民の皆さんや町に関係する人たちに知っていただくちょうどいいきっかけなんじゃないかって思うんです。

70周年のお祝いと兼ねてトークショーなり、実際に当時のもりそばを再現したものを食べてもらう、参加者には食べてもらうというようなイベントをぜひやっていただきたいと思いますし、今回やらないと、もうやるときがないんじゃないかなと思いますので、また関係者の皆さんには、呼びかけ、実現できるような形で私も関わりたいと思っておりますけれども、その時は、先ほど町長も答弁あったように、後援なり、支援のほうもぜひお願いしたいと思います、それについてお願いします。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 先ほど答弁させていただきましたように、関係者などから、こういうイベントがあるので後援してほしいみたいなことがありましたら、もちろん検討させていただきますと思います。現状予算が少ない中で、町内の方たちも様々のことをやりたいという希望もあると思います。その辺をしっかりと皆さんから聞きながら、どういうところに予算配分をするかということを決めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） この丸長グループの皆さん、それから、丸長、丸信ですね。それから生駒グループの皆さんは、町の世界平和観音が、戦後再建というんですかね、されたときに、多額の協力をいただいたんですよ、ご寄附とか、いろんな形で尽力いただいて、町の発展にも

寄与していただいたそういった歴史もあります。

そんなことも含めて、ぜひともこの町とラーメン、つけ麺の関わり、皆さんにも幅広く町民以外の人にも知ってもらう機会として、そんなイベントをまた応援していただければと思います。

それでは、3番の経済振興課とまちづくり観光局についてお願いします。

今回の予算では、商工使用料として530万円、指定管理料として町には入ってきます。そして、支出として、町観光局活動支援補助金5,417万円、町観光局事業負担金1,974万円、インフォメーションセンター等運營業務委託1,389万円などがありますが、これが全てじゃないですよ。例えば、全体を網羅して、町観光局への支出というのは、総額で幾らぐらいになるでしょうか。

私が今申し上げた3つで、約9,000万ぐらいですけれども、それ以外にどんなものがあるでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

今、渡辺議員がおっしゃったことがほぼでございます。あとあるとすれば、スノーモンキーパークの待合所の運営とか、あと楽ちんカーサービスの事業の関係ぐらいなものでございます。以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 先ほど、町から派遣の職員6人ということですが、公益法人、一般財団法人に、法律に基づいて新設の条例を制定して、職員を派遣しているわけなんです、この派遣されている職員の皆さんの人件費というのは、今どういう負担になっているのでしょうか。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） お答えします。

人件費に関しては、町の負担になっております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） この人件費は、委託だとか分担金とは別なんですよ。言ってみれば、町の観光に携わる職員の皆さんに直接お支払いしていた人件費が、派遣して観光局で働いている職員の皆さんに町から給料払っているということですよ。6人分といえ、ざっと4,000万ぐらいになるのかな、その辺かなと思いますが、例えば、以前は、観光連盟が担っていた町からの委託や受託業務というか、受託してやっていた宣伝だとかいろんな、それが、今は、派遣した職員の皆さんに委託して仕事を出しているという形ですよ。

それで、先ほど、派遣については縮減の方向だということだったんですが、今度のこの事務局長さんの人件費については、どちらが負担することになるのでしょうか。募集は観光局だと思いますけれども。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） 事務局長の人件費に関しては、今回の観光局への補助金に入れています。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） だとすれば、結構なお金が町から観光局に出ているということなんで、町長の立場じゃなくて、理事長の立場ですけれども、もうかる、しっかりともうけられる組織にしていきたいという、これは質問しても、きっと町のことじゃないんで答弁あんまりしづらいかもしれませんが、この辺で、町から出ていくお金、それから、会社、法人としてしっかりともうけるというところの整合性というかな、恐らく局としてもうけるには、物産館か温泉、エキナカ、その辺の売上げを増やすぐらいしかないと思うんだけど、町長がおっしゃる、そのしっかりともうかる組織にしていきたいというその辺のちょっと展望をお願いしたいと思います。

議長（湯本晴彦君） 平澤町長。

町長（平澤 岳君） 議員のおっしゃるとおり、観光局がもうけられるというのは、幾つか収入源がありまして、物産館、道の駅ですね、それと、楓の湯、そして、インフォメーションセンター、エキナカ、あと今後、上林の総合案内所をどうしていくかというところと、あと今後、まちづくりという部分での空き家での様々な活用に関する売上げなどや、あと農産物に関しての6次産業化などによっての売上げ増というところを将来的には見込んでいきたいなと思っています。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 新年度の派遣職員の体制というのは現状6人ですが、具体的には、この事務局長を除いて何人になりますか。

議長（湯本晴彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（宮崎弘之君） 今のところ4名です。

議長（湯本晴彦君） 渡辺議員。

10番（渡辺正男君） 私たち議会も、観光局に予算が出てしまうと、なかなかその内容について詳細に審査ができないことがあります。それで、しっかりと議会にも、本来なら報告義務なり、承認になり、要らない部分かもしれませんが、大切な町の皆さんの税金でもありますので、しっかりとまた議会にも分かるように、詳細、明細つていいですか、お互いに負担したり、支出したそういうことについての分かりやすい提出資料を出していただいた上で、私たちも今後しっかりと観光局の成り行きを見守っていききたいと思いますので、よろしく願いいたします。

途中ですが、以上で私の質問を終わります。

議長（湯本晴彦君） 10番 渡辺正男議員の質問を終わります。

議長（湯本晴彦君） 以上をもって本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

（散 会）

（午後 3時07分）